

III. オーストラリア連邦 (Commonwealth of Australia)

<目次　～オーストラリア～>

第1章 金融制度概要	1
1. 金融機関の種類	1
(1) 概要	1
(2) 国内銀行	2
(3) 外国銀行	3
(4) 住宅金融組合・信用組合	4
(5) 金融会社・金融業者	5
2. 監督官庁と指導体制	5
3. オーストラリアの金融制度の特徴	7
4. 預金保険制度の枠組み	7
第2章 郵便貯金制度の概要	9
1. 設立目的・沿革概要	9
2. 経営形態	9
3. 金融サービス提供の形態	10
(1) 郵便事業会社、郵便局運営会社との受委託関係	10
(2) 直営店、委託店における金融サービスの提供状況	11
(3) オーストラリア郵便公社の経営状況	13
(4) 店舗・ATM 配置戦略	14
(5) DX の推進	14
4. 預金業務概要	15
5. 口座維持手数料等の導入状況	15
6. リスク性金融商品概要	15
7. 貸付業務概要	15
8. 金融包摂への取り組み	16
9. 送金・決済業務概要	16
10. インターネットバンキング	17
11. 国際業務概要	18
12. 付随業務概要	18
13. 資金運用（ESG 投資関連を含む）	19
14. 窓口取扱時間	19
15. 他行、他業種との業務提携	19
16. 財務諸表	20
第3章 民間リテール金融機関の特徴	22
オーストラリア・コモンウェルス銀行（CBA）	22
(1) 総資産、融資残、預金残、口座数、市場シェア	23
(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状（銀行間の比較）	23
(3) 提供商品（貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等）の現状	25
(4) 子会社、関連会社（とくにフィンテック等の銀行業高度化会社）への出資状況	26
(5) ESG 投資	26
(6) TCFD 提言への対応	26
第4章 最近の金融動向と今後の展望	28
1. 金融ビジネスにおける DX、フィンテック、キャッシュレスの動向	28
(1) フィンテックの動向	28
(2) キャッシュレス化の状況	31
(3) モバイル決済の動向	35
(4) リテール決済に関する法規制	36
(5) 顧客データを活用したビジネス動向	37
(6) リテール金融機関の顧客接点における DX	38
(7) インターネット専門銀行	39
(8) デジタル通貨導入に向けた動き	41

2. 郵便局金融を含めた金融包摂.....	45
(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策.....	45
(2) 金融包摂政策.....	46
(3) 学校・職域での金融教育と金融包摂.....	48
(4) 政策評価と方向性.....	49
(5) 高齢化と金融包摂.....	50

＜略語集＞

略語	原語（英語）	日本語訳
ATO	Australian Taxation Office	オーストラリア国税庁
ADIs	authorised deposit-taking institutions	認可預金受入機関
APRA	Australian Prudential Regulation Authority	オーストラリア健全性規制庁
ASIC	Australian Securities and Investments Commission	オーストラリア証券投資委員会
CUA	Credit Union of Australia	オーストラリア信用組合
GSYFS	Good Shepherd Youth & Family Service	グッド・シェパード・ユース&ファミリー・サービス
IFRS	International Financial Reporting Standards	国際会計基準
NAB	National Australia Bank	ナショナル・オーストラリア銀行
RBA	Reserve Bank of Australia	オーストラリア準備銀行
RFCs	registered financial corporations	認可預金受入機関ではない金融機関
SMSF	self-managed super fund	自己運用年金ファンド

為替レート：オーストラリア・ドル。1ドル=1.53 オーストラリア・ドル、1オーストラリア・ドル=95.98 円（2025/8/29）

第 1 章 金融制度概要

オーストラリアの金融機関は、原則として 1959 年銀行法（Banking Act 1959）に基づいて設立される。預金受入を行わない金融市場会社・金融会社については 2001 年会社法（Corporations Act 2001）が根拠法となる。

1. 金融機関の種類

(1) 概要

オーストラリアの金融機関は、オーストラリア健全性規制庁（Australian Prudential Regulation Authority, APRA）により預金業務取扱いの認可を受けた認可預金受入機関（authorised deposit-taking institutions, ADIs）と認可預金受入機関ではない金融機関（non-ADI financial institutions, registered financial corporations, RFCs）に大別される。

預金取扱業務は、1959 年銀行法により認可された預金受入機関が担っている¹。認可預金受入機関（ADIs）には銀行、住宅金融組合、信用組合等があり²、銀行は更に、国内銀行と外国銀行に分類される。一方、金融会社・金融業者は、ADIs としてライセンスを取得していないため、預金業務を行うことはできない。

オーストラリアには、**41** 行の国内銀行があるが、ビッグ・フォー（Big Four）と称される大手（Major banks）4 行が、**6.6** 兆豪ドルに上る ADIs の総資産の約 **73%** を占め（**2024 年 12 月末**）³、残る **37** 行はその他国内銀行（other domestic banks）として位置付けられている。国内銀行以外の ADIs には住宅金融組合と信用組合があり、いずれも個人向け小口金融に特化している。**30** の住宅金融組合・信用組合は総資産 **360** 億豪ドルを保有している。外国銀行は、**7** の現地法人（Foreign Subsidiary Banks）と **48** の支店（Branches of Foreign Banks）がある（**2024 年 12 月末**）⁴。ADIs でない金融機関には金融市場会社と金融会社・金融業者があり、前者は **282** 億豪ドル、後者は **4,321** 億豪ドルの資産を有する（**2024 年 12 月末**）。

¹ 1959 年銀行法 Section 5. <https://www.legislation.gov.au/Details/C2021C00088>

² オーストラリア健全性規制庁ウェブサイト “List of authorised deposit-taking institutions covered under the Financial Claims Scheme”

<https://www.apra.gov.au/list-of-authorised-deposit-taking-institutions-covered-under-financial-claims-scheme>

³ オーストラリア健全性規制庁 “Quarterly Authorised Deposit-taking Institution Statistics”

<https://www.apra.gov.au/quarterly-authorised-deposit-taking-institution-statistics>

⁴ オーストラリア健全性規制庁 “Quarterly Authorised Deposit-taking Institution Statistics”

図表 1：オーストラリアの主な金融機関の業態分類

認可預金受入機関（Authorised Deposit-taking Institutions, ADIs）

業態	機関数 割合	総資産 (10 億豪ドル) 資産シェア	根拠法	特徴
国内銀行 (Australian-owned banks)	41 (30.8%)	5,632 (84.9%)	1959 年 銀行法	様々な主体に、ファンドマネジメントや保険を含む幅広い金融サービスを提供している。
外国銀行 現地法人 (foreign subsidiary banks)	7 (5.3%)	214 (3.2%)		国内銀行と同じ業務を行う権限が付与されている。
外国銀行 支店 (branches of foreign banks)	48 (36.1%)	741 (11.2%)		個人から預金の受け入れができない点以外は外国銀行現地法人と同一。
住宅金融組合 (building societies)	30 (22.6%)	36 (0.5%)		主に預金や住宅ローン等個人向け融資、支払いサービスを提供している。近年は統合・合併が相次いでいる。
信用組合 (credit unions)				預金や住宅ローン等個人向け融資、支払いサービス等を組合員に提供している協同組織。
その他預金取扱機関 (other ADIs)	7 (5.3%)	10 (0.2%)		住宅金融組合・信用組合に決済サービスを提供する事業者など。
合計	133 100.0%	6,633 (100.0%)		

(注) 2024 年 12 月末

(出所) オーストラリア健全性規制庁、“Quarterly Authorised Deposit-taking Institution Statistics”を基に作成

認可預金受入機関ではない金融機関（Non-ADI Financial Institutions, Registered Financial Corporations）

業態	総資産 (10 億豪ドル)	根拠法	特徴
金融市場会社 (money market corporations)	28.2	2001 年 会社法	主にホールセール市場で活動。大企業、政府機関への融資・借入を行うほか、アドバイザー業務やコーポレートファイナンス、投資顧問等も。
金融会社・金融業者 (finance companies and general financiers)	432.1		家計や中小企業へローンを提供。

(注) 2024 年 12 月末

(出所) オーストラリア準備銀行ウェブサイト、“Assets of Financial Institutions –B1”⁵、を基に作成

(2) 国内銀行

国内銀行（Australian-owned banks）は 1959 年銀行法に基づき、2024 年 12 月末時点では 41 行が業務を行っている。大手行は、コモンウェルス銀行

（Commonwealth Bank of Australia, CBA）、ウェストパック銀行（Westpac Banking Corporation）、ナショナル・オーストラリア銀行（National Australia Bank, NAB）、オーストラリア・ニュージーランド銀行（Australia and New Zealand Banking Group, ANZ）の 4 行である。大手 4 行以外はその他国内銀行（other domestic banks）として位置付けられており、各地方の顧客に対しサービスを提供し

⁵ <https://www.rba.gov.au/statistics/tables/#a1>

ているが、本店所在地は主要都市に集中している。また、過去に州政府が設立した州立銀行もあったが、経営破綻や吸収合併を経て、現在、州立銀行は業態として存在しない⁶。

また、監督機関の分類上は「国内銀行」とされるが、実態は信用組合や住宅金融組合と同様の形態（mutual corporate structure）である金融機関として **23** の相互銀行（mutual banks）があるが、これらのプレゼンスは小さい（**2024 年 12 月**）⁷。

図表 2：国内銀行の総資産ランキング

（**2024 年 12 月末**：100 万豪ドル）

	銀行名	居住者総資産	貸出	預金
1	Commonwealth Bank of Australia	1,109,384	828,743	745,310
2	Westpac Banking Corporation	1,058,799	709,996	596,497
3	National Australia Bank Limited	910,551	615,399	531,512
4	Australia and New Zealand Banking Group Limited	755,173	489,016	397,711
5	Macquarie Bank Limited	274,399	157,887	171,006
6	Bank of Queensland Limited	117,683	72,860	70,678
7	Bendigo and Adelaide Bank Limited	113,254	81,720	75,064

（注）ハイライトは大手 4 行を示す。統計上、国内銀行のサブカテゴリーとして大手銀行（major banks）が発表されている。

（出所） オーストラリア健全性規制庁、“Monthly authorised deposit-taking institution statistics”⁸

（3）外国銀行

オーストラリアで展開している外国銀行は、外国銀行の現地法人、外国銀行の支店、そして駐在員事務所に分類される。外国銀行の現地法人はオーストラリア政府から銀行免許を受け、国内商業銀行と同等の金融サービスを提供することができる。一方で、外国銀行の支店は個人小口預金の受入れ（**25 万豪ドル**以下の預金）が原則禁止されている。例外として、非居住者や自行従業員の預金は少額から取扱い可能である。また、駐在員事務所は銀行業務を行うことができない。

オーストラリアでは **7** 行の外国銀行現地法人、そして **48** の外国銀行支店が業務を行っている（**2024 年 12 月末**）。オランダの ING 銀行が資産・預金・貸出全ての面で最大であり、総資産では HSBC 銀行が続く。両行は共にオーストラリアの現地法人として営業している。日本のメガバンクはいずれも支店形式で進出しており、総資産面で、三井住友銀行（Sumitomo Mitsui Banking Corporation）が **3** 位、三菱 UFJ 銀行（MUFG Bank）が **6** 位、みずほ銀行が **10** 位と、**3** 行が **10** 位までにランクインし、プレゼンスも大きい。

2025 年 2 月 13 日時点で **17** の外国銀行が駐在員事務所を開設⁹している。日系銀行では、三井住友信託銀行の駐在員事務所がある。

⁶ 2013 年 12 月のヒアリングに基づく。

⁷ 会員協働金融機関組合（Customer Owned Banking Association, COBA）ウェブサイト
<https://www.customerownedbanking.asn.au/about-us/our-members/>

⁸ <https://www.apra.gov.au/monthly-authorised-deposit-taking-institution-statistics>

⁹ <https://www.apra.gov.au/foreign-bank-representative-offices-not-adis>

図表 3：外国銀行の総資産ランキング

(2024 年 12 月末：単位：100 万豪ドル)

	銀行名	居住者総資産	貸出	預金	現法//支店
1	ING Bank (Australia) Limited	107,158	76,535	56,730	現地法人
2	HSBC Bank Australia Limited	66,283	36,132	37,187	現地法人
3	Sumitomo Mitsui Banking Corporation	41,898	34,332	7,519	支店
4	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited	40,325	16,797	188	支店
5	Bank of China Limited	32,304	21,698	15,867	支店
6	MUFG Bank, Ltd.	29,636	25,755	13,046	支店
7	Bank of America, National Association	27,871	22,480	4,830	支店
8	JPMorgan Chase Bank, National Association	25,076	5,015	16,096	支店
9	Rabobank Australia Limited	24,698	21,050	16,463	支店
10	Mizuho Bank, Ltd.	24,428	20,232	5,480	支店

(出所) オーストラリア健全性規制庁 “Monthly authorised deposit-taking institution statistics”¹⁰

(4) 住宅金融組合・信用組合

住宅金融組合 (building societies) や信用組合 (credit unions) は 1959 年銀行法により業務を行っており、認可預金受入機関の一業態として商業銀行と同様にオーストラリア健全性規制庁の健全性規制に服している。2024 年 12 月末時点で、30 の住宅金融組合・信用組合があり、認可預金受入機関全体に占める資産額の割合は全体で 6.6 兆豪ドルのうち、360 億豪ドル (シェア 0.5%) と金融機関の中でのプレゼンスは小さい。

住宅金融組合・信用組合と、これらに似た性質を持つ相互銀行を合算した全ての協同金融機関 (mutual ADIs) は 2024 年 12 月末で 54 機関あり、その総資産額は 1,854 億豪ドル、資産シェアは 2.8%にとどまる¹¹。

住宅金融組合、信用組合も、商業銀行と同じ銀行法のもとで管理されオーストラリア健全性規制庁 (APRA) の監督を受け、商業銀行と同様に預金、貸付等の業務を実施している。資産規模では、認可預金受入機関 (ADIs) の 1%弱¹²だが、地域に根差し、会員のための金融サービス提供機関として重要な役割を果たしている。取扱金融業務の殆どが個人向け小口金融である。

会員の住宅購入や建築時の貸付を行う住宅金融組合は、会員からの預金が主な原資である。また、信用組合も同様にその原資は組合員からの預金である。

いずれの取扱金融業務も個人向け小口金融に特化している。また、信用組合では、会員以外でも融資を受けることができ、金利も会員と非会員との間の差はない。実際は、10 豪ドルを出資すれば組合に加盟することができるため、会員となるケースが多い。信用組合や住宅金融組合は地域のコミュニティに根ざした金融機関を目指すことを謳っており、実際に高い顧客満足度を獲得している¹³。

¹⁰ <https://www.apra.gov.au/monthly-authorised-deposit-taking-institution-statistics>

¹¹ オーストラリア健全性規制庁、“Quarterly Authorised Deposit-taking Institution Statistics”
<https://www.apra.gov.au/quarterly-authorised-deposit-taking-institution-statistics>

¹² オーストラリア健全性規制庁、“Quarterly Authorised Deposit-taking Institution Statistics”

¹³ 会員協働金融機関組合 (COBA) ウェブサイト、28 JULY 2020, “COB institutions lead customer trust”
<https://www.customerownedbanking.asn.au/news-and-resources/media-releases/cob-institutions-lead-customer-trust>

【参考情報：オーストラリア信用組合（Credit Union of Australia, CUA）¹⁴】

オーストラリア信用組合（CUA）は、1946年に郵便局職員向けの信用組合として設立された。当初は非常に小さな組織であったが、今やオーストラリア最大の信用組合へと成長している。全国に50以上の支店を持ち50万人以上にサービスを提供しており、家族単位の顧客を主なターゲットとしている。また、近年では若年層の取り込みにも力を入れている。具体的には、18歳未満に有利な預金金利を提供（Youth eSaver Account）しているほか、モバイルバンキングアプリの導入やフェイスブック等SNSの活用により、若年層が親しみやすい環境を整備している。

CUAでは普通預金、定期預金、貯蓄預金のような預金メニューはもちろん、マイホームやマイカーといった特定商品の購入のためのローン、家財保険や自動車保険、健康保険など、地元住人の生活を支えるための各種サービスを低金利・低コストで提供している。

また、CUAは、オーストラリア4大銀行との競争を積極的に行い、預金、融資、保険ではより良い商品・サービスを提供し、顧客満足度向上に努めている。

オーストラリア最大の信用組合CUAは2021年6月1日、正式にGreat Southern Bankと改称した。リサーチによって国民の間での信用組合の認知度の低さが判明したことが理由としている。改称によって4大銀行に対する挑戦姿勢を改めて鮮明にした。

（5）金融会社・金融業者

認可預金受け入れ機関ではない金融機関（RFCs）に分類される金融会社・金融業者（finance companies and general financiers）は、2001年会社法（Corporations Act 2001）に基づいて設立される。ADIsがオーストラリア健全性規制庁の監督下にある一方で、金融会社・金融業者は預金業務を行っていないことから、オーストラリア証券投資委員会（Australian Securities and Investments Commission, ASIC）が監督官庁となる¹⁵。2002年7月にFinancial Sector (Collection of Data) Act 2001が制定されたことにより金融会社の登録と分類はオーストラリア健全性規制庁（APRA）の責任になり、RFCの財務データの収集責任も2003年4月以降オーストラリア準備銀行からAPRAに移管された。資産が5,000万豪ドルを超えるRFCは資産や負債などの財務データをAPRAに申告する義務がある¹⁶。2024年12月時点の金融会社・金融業者の資産額は4,321億豪ドルとなっている¹⁷。これらの企業は主に家計や中小企業向けの融資を行っている。

金融会社・金融業者については、ADIsとしてライセンスを取得していないため、預金業務を行うことはできず、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）の監督の下、主に個人向けや中小企業向けの融資を行っている。最近では一部のフィンテック企業も金融会社・金融業者として活動しており、徐々にサービスの幅を広げている。

2. 監督官庁と指導体制

オーストラリアでは、認可預金受入機関を含め金融サービス業を営むためには、原則として2001年会社法（Corporations Act 2001）に基づき、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）に申請し、オーストラリア金融サービスライセンス（Australian Financial Services Licence）を取得する必要がある¹⁸。更に、認可預金受入機関として

¹⁴ “What’s a credit union ? CUA to rebrand as ‘Great Southern Bank’”, 2 February 2021（Update 1 June 2021）

¹⁵ <https://www.rba.gov.au/fin-stability/fin-inst/main-types-of-financial-institutions.html>

¹⁶ 1999年12月以前は資産500万豪ドル超のRFCが対象であった。<https://data.gov.au/data/dataset/e666f1fd-d030-481c-a520-7ba131ad65b3>

¹⁷ “Assets of Financial Institutions –B1”¹⁷

¹⁸ オーストラリア証券投資委員会（ASIC）ウェブサイト ‘AFS licensees’
<http://asic.gov.au/for-finance-professionals/afs-licensees/>

預金業務を行う場合には、1959 年銀行法により、オーストラリア健全性規制庁（APRA）に許可を求めなければならない¹⁹。

ASIC は、金融市場における不正をなくすべく、会社法（Corporations Act）及び金融に関する消費者保護法制の執行を担う機関である²⁰。独立した連邦政府の組織として 1998 年に設立され、2001 年証券投資委員会法（Australian Securities and Investments Commission Act 2001）を法的根拠として業務を行っている。金融業を営むオーストラリアの会社、金融市場、投資・年金・保険・預金及び信用の取扱いや助言サービスを行う金融サービス提供者（financial services organisations and professionals）の 3 分野を規制する。消費者信用（consumer credit）については、銀行、信用組合、金融会社、住宅ローン・金融仲介業を含む消費者信用活動を行う者への許可・規制を行い、金融市場については、市場関係者が、秩序立った公正で透明な市場を運営するために法律を遵守しているかの評価を行う。また、新たな金融市場の認可に関して担当大臣への助言も行う。そして金融サービスについては、年金、投資信託、株式・債券、デリバティブ、保険等を取り扱う金融サービス提供者に業務遂行の許可を与え、そうした会社が効率よく、公正に業務を行っているかを監視する。

APRA は、金融機関の健全性規制を担う機関である。1998 年 7 月にオーストラリアにおける金融監督機関として設立され、その際にオーストラリア準備銀行（Reserve Bank of Australia, RBA）から監督権限を引き継ぎ、現在、認可預金受入機関、生命・損害保険会社、再保険会社、友愛組合、年金基金を監督している。APRA は、金融機関の健全性を保つため、多様な監督・指導体制を敷いている。年に 1～2 回、金融機関の経営者との面談によりリスクモニタリングを行う健全性コンサルテーション（prudential consultation）や、金融機関の現場で、3 日～1 週間ほど掛けてファイル管理のチェックや現場職員からのヒアリングを行う健全性レビュー（prudential review）等がある。また、金融機関から定期的にデータを提出させ、経営方針・手法やリスク管理に関する書類チェックを行うオフサイト分析（offsite analysis）も行っている²¹。

なお、APRA と ASIC は、2010 年 5 月 18 日に覚書（memorandum of understanding）を締結し、次のように役割を分担した²²。ASIC は、会社法制及び金融サービス法制（financial services laws）の監督、規制、執行及び金融市場や信託会社を含む金融サービスと支払・決済システム全体における市場の信頼性推進と消費者保護を担う。また、ASIC は信用提供者及びその仲介者（credit providers and intermediaries）の業務遂行許可・行動規制を含む消費者信用法制を管理する。他方、APRA は、銀行、住宅金融組合、信用組合、生命・損害保険会社、再保険会社、友愛組合、年金基金の健全性監督を行う。更に、APRA は預金保険制度（Financial Claims Scheme）を運営する。その機能を発揮し、預金者、保険加入者、投資信託保有者等の利益を保護するに当たっては、金融の安全性（financial safety）と効率性、競争、競争可能性、競争的中立性のバランスをとることが求められている。以上のように、ASIC がマクロ的観点から金融法制全般、消費者保護等の規制に責任を持つものに対し、APRA は預金受入金融機関の事業性・健全性等の監督責任を有している。

¹⁹ 1959 年銀行法 Section 9 Authority to carry on banking business. <http://www.comlaw.gov.au/Details/C2014C00211>

²⁰ オーストラリア政府ウェブサイト、“Financial regulation”
<https://www.australia.gov.au/information-and-services/money-and-tax/financial-regulation>

²¹ 2013 年 12 月のヒアリングによれば、当該対応は義務化されているが、オーストラリア健全性規制庁によれば、これに応じない金融機関もある。

²² オーストラリア健全性規制庁ウェブサイト、“Memorandum of Understanding between the Australian Prudential Regulation Authority and the Australian Securities and Investments Commission”
<https://www.apra.gov.au/memoranda-understanding-and-letters-arrangement>

3. オーストラリアの金融制度の特徴

金融機関で中心となるのは銀行セクターで、前述の 4 大銀行（Westpac Banking Corporation, Commonwealth Bank of Australia, National Australia Bank Limited, Australia and New Zealand Banking Group Limited）が圧倒的な地位を占めており、資産額 5 位の Macquarie Bank Limited は第 1 位の Commonwealth Bank of Australia の資産の 25%程度にとどまる（前掲図表 2）。年金分野においても、主要な一般向けスーパーアニュエーション基金に資金を提供するリテールファンドのほとんどが 4 大銀行と保険大手の AMP が管理するファンドである²³。

オーストラリア健全性規制庁（APRA）は、健全性監督の観点から、4 大銀行のシェアが高いことについては特段問題視していない。競争のある市場環境を重視していることから、銀行市場が独占状態でない限り、憂慮すべき事象ではないという考えである。ただし、政府の「4 大銀行政策」によりこの 4 行間での合併は禁止されている²⁴。

なお、4 大銀行に次ぐ資産額 5～7 位はオーストラリアの地場銀行が占めるが、8 位にオランダ系の ING Bank（Australia）が続くほか、10 位 HSBC、11 位三井住友銀行、12 位 The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited といった大手外資系銀行が上位に入るなど、対外開放度が比較的高いことも特徴である。

4. 預金保険制度の枠組み

オーストラリアは、公的な預金保険制度が導入されていない国として知られていた。同国においてそれまで預金保険制度が存在しなかったのは、①債務者より預金者を優先的に保護する法令が整備されていたこと、②過去 100 年間で銀行が破綻した事例がなかった（州立銀行の破綻のみ）ことから、預金者が実害を受けた経験がなく、必要性が認識されていなかったことが背景にある。

しかし、2008 年の金融危機への対応策として、同年に、オーストラリア法人の認可預金受入機関、すなわちオーストラリアの商業銀行、住宅金融組合、信用組合、外国銀行の現地法人が取り扱う預金について各金融機関における預金者 1 人当たり 100 万豪ドルまでの預金を救済する金融請求権スキーム（Financial Claims Scheme）が整備された²⁵ほか、2010 年 3 月末までの暫定措置ではあるものの、100 万豪ドルを上回る高額預金に対しても、多額預金及び資金調達に対する保証スキーム（Guarantee Scheme for Large Deposits and Wholesale Funding）により、救済が行われた²⁶。

その後も運営が継続された金融請求権スキーム（Financial Claims Scheme）は、2012 年 2 月 1 日以降、保証金額の上限が 25 万豪ドルまで引き下げられ²⁷、現在も 25 万豪ドルが上限となっている。保証対象については、オーストラリア法人の認可預金受入機関の預金とされており、外国銀行の在豪支店や認可預金受入機関の在外支店等

²³ 野村（2013）による。

²⁴ オーストラリア貿易促進庁ウェブサイトによる。

<https://www.austrade.gov.au/International/Buy/Australian-industry-capabilities/Financial-services/Financial-Services>

²⁵ オーストラリア準備銀行（RBA）ウェブサイト

<https://www.rba.gov.au/publications/fsr/2009/mar/box-a.html>

²⁶ オーストラリア財務省 ‘Report on the Operation of the Guarantee Scheme for Large Deposits and Wholesale Funding’
<https://treasury.gov.au/programs-and-initiatives-banking-and-finance/australian-governments-2008-deposit-and-wholesale-funding-guarantees/report>

²⁷ オーストラリア準備銀行 <https://www.rba.gov.au/publications/bulletin/2011/dec/5.html>

は対象外となっている²⁸。また、2011年10月12日以降、外貨預金も当該保証の適用外とされた²⁹。

また、同制度は「金融請求権スキーム」として損害保険の請求権についても保証対象としており、損害保険会社の破綻時には原則5,000豪ドルを上限に保険金請求権が保証される。また、オーストラリア市民や永住外国人が個人として有する保険金請求権は、5,000豪ドル超の部分についても保証対象となる³⁰。ただし、保証対象は基本的に保険会社の破綻前に発生していた損害に対する保険金に限られ、保険契約の掛金や未発生の損害に対する請求権は対象外となる。なお、生命保険や健康保険は同制度の対象外である。

金融請求権スキームは、保証原資にまず破綻金融機関の資産を充当し、それでも足りない場合に他行から資金を徴収する仕組みとなっており、事前に資金を確保していない。各行の保証対象預金額に対して一律0.05%の保険料率を課すことがオーストラリア準備銀行（RBA）から提案され、当時のラッド政権もそれを了承したもの、銀行業界から反発を受けた。2013年9月の政権交代により就任したアボット政権は、金融請求権スキームの充実により、預金者による銀行のモニタリング機能が働かなくなること、また、投資信託や社債等の他の金融商品よりも預金に投資するインセンティブが強まること等を理由に、保険料率の適用を保留した経緯がある。

²⁸ オーストラリア健全性規制庁ウェブサイト ‘Types of banking institutions covered under the Financial Claims Scheme’ <https://www.apra.gov.au/types-of-banking-institutions-covered-under-financial-claims-scheme>

²⁹ オーストラリア政府 Financial System Legislation Amendment (Financial Claims Scheme and Other Measures) Act 2008, Section12. <http://www.comlaw.gov.au/Details/C2008A00105/>

³⁰ APRA, ‘Insurance policy holders covered’, <https://www.apra.gov.au/insurance-policy-holders-covered>

第 2 章 郵便貯金制度の概要

オーストラリアの郵便事業は 200 年以上の歴史があり、現在は、1989 年オーストラリア郵便公社法（Australian Postal Corporation Act 1989）等により国営企業（Government Business Enterprise）として設立された公社形態のオーストラリア郵便公社（Australia Post）が運営している。

オーストラリア郵便公社は、金融関連業務として、公共料金（ガス、電気、電話、税金、保険料）等の払込及び為替送金業務、旅行保険や自動車保険の代理店業務等を行っている。また、預金等の業務については、80 の他の金融機関からの受託業務として提供している³¹。

1. 設立目的・沿革概要

オーストラリアでは、1809 年に初めての郵便局が開設され、1854 年には電信サービスが誕生し、その後、各地域で郵便及び電信サービスの普及が進んだ。1901 年に当時 6 つあった英国の植民地が州となり、連邦制を採用するオーストラリア連邦国家（Commonwealth of Australia）が成立した際、郵政庁（Postmaster General's Department）と呼ばれる連邦機関が誕生し、6 つの植民地にあった郵便局と電信局が全国的に統合された。

そうした中、郵便局における銀行サービスは 1912 年 7 月にビクトリア州の州都メルボルンにあったオーストラリア・コモンウェルス銀行が本店と州内 489 の郵便局で提供を始めたのを皮切りに、翌年にはオーストラリアの全ての州都等の郵便局で同銀行のサービスを展開した。

その後、組織としては、1975 年に郵政庁がオーストラリア郵便委員会（Australian Postal Commission）とオーストラリア電気通信委員会（Australian Telecommunications Commission）に分離された。また、オーストラリア郵便委員会は 1983 年の郵便業務法（the Postal Services Act）改正により公的機関だけでなく民間の業務も代理できるようになった。更に、1989 年オーストラリア郵便公社法に基づきオーストラリア政府を唯一の株主とする公社形態のオーストラリア郵便公社となった。

2. 経営形態

オーストラリア郵便公社は、1989 年オーストラリア郵便公社法等に基づいて運営されている公社である。同法は、第 26 条で商業的義務（Commercial obligation）（可能な限り健全な商慣行に沿ったやり方で運営すること）、第 27 条で社会事業的義務（Community service obligations, CSOs）（ユニバーサルサービス）、第 28 条でその他の政府への義務（General governmental obligations）を定める³²。CSO の達成基準については、Australian Postal Corporation (Performance Standards) Regulations 2019 が規定しており、達成状況は会計検査院（Australian National Audit Office）による評価を受ける。

³¹ オーストラリア郵便公社ウェブサイト
<http://auspost.com.au/money-insurance/bank-at-post.html>

³² 1989 年オーストラリア郵便公社法 <https://www.legislation.gov.au/Details/C2020C00210>

オーストラリア郵便公社については、公社化以降、民営化に関する議論が長く続いている。2016年7月に実施された総選挙の直前に行われた討論会で、ターンブル前首相は、将来的には部分的な民営化の可能性は排除できないが、次期政権期間においては民営化を検討しないと発言していた³³。2020年には、郵便物数の減少とCovid-19の影響への対応として雇用調整や賃金削減を目的にオーストラリア郵便の民営化が進められる可能性に対する懸念から、郵便労働組合はフレッチャーインフラ・交通・地域開発・通信相に対して、郵政民営化を否定する声明を発表するよう要請した³⁴。

その一方、過去には、地方部で閉鎖された銀行支店が多かったため、政府系の郵便貯金を作るべきではないかという声が議会に出ており³⁵、オーストラリア郵便公社が国営銀行を創設するのではとの見方も一部あったが、同社は銀行業務を始めるだけの資金・人材がないとしてこれを否定し、今後も受託業務として金融サービスを提供していくと明言している。オーストラリア郵便公社は、国営銀行となって金融機関と競合関係に陥るよりも、オーストラリア全土で広く国民にサービスを提供できる機関として、金融機関の提供サービスを補完する立場でありたいとし³⁶、2014年6月には地方郵便局の維持をサポートするプログラムを開始した³⁷。手紙の需要が減少するなかで、地域の郵便局ネットワークを維持するために価格設定に取り組むことが重要との観点から、郵便料金の引上げが段階的に実施されており、2025年7月には1.5豪ドルから1.7豪ドルに値上げされた³⁸。

3. 金融サービス提供の形態

(1) 郵便事業会社、郵便局運営会社との受委託関係

オーストラリアに郵便貯金制度は存在せず、オーストラリア郵便公社自体は金融機関ではないが、民間の商業銀行が郵便局ネットワークを活用して、受委託契約に基づき、全国津々浦々に預貯金サービスを提供している。現在、インフラ・交通・地域開発・通信省（Department of Infrastructure, Transport, Regional Development and Communications³⁹）と財務省（Department of Finance）の二つの省が共管するオーストラリア郵便公社が、郵便事業のほか、商業銀行や信用組合等金融機関等から金融サービス等を受託し、郵便局を通じて実施している。

すなわち、オーストラリア郵便公社は本業である郵便事業の他に、750を超える民間企業や政府機関からの受託事業として預金業務や保険業務、さらに独自のサービスとして送金・決済業務（公共料金等の払込を含む）などを行っている。

預金業務については、82の金融機関から業務の委託を受けており⁴⁰、地方や遠隔地にある1,800以上の郵便局を含む、全国の3,400の郵便局で提供している。預金業務を取り扱う郵便局には「Bank@Post」というロゴが表示されており、利用者は郵便局に設置されているATM及び窓口で預入や引出等ができる。82の金融機関のうち、9

³³ 2016年5月に行われたテレビ討論会での発言に基づく。

<https://www.afr.com/news/politics/election/election-2016-live-leaders-debate-20160512-gou37y>

³⁴ “Return to sender: Labor to fight government’s Australia Post delivery service changes”, <https://thenewdaily.com.au/finance/consumer/2020/06/10/australia-post-jobs-changes/>

³⁵ Asia Pulse, Nov 1, 2010, “Opposition MP calls for Australia Post to get into banking”

³⁶ Australian Banking & Finance, 2012年2月15日付

³⁷ オーストラリア郵便公社「アニュアルレポート（2014年）」

http://auspost.com.au/annualreport2014/assets/downloads/AusPost_AR14_Full_report.pdf

³⁸ <https://newsroom.auspost.com.au/accc-final-view-on-stamp-price-increase>

³⁹ モリソン首相の政府組織改革により、それまでの規制体の1つであった通信芸術省（Department of Communications and the Arts）とインフラ・交通・都市・地域開発省が統合されて2020年2月1日に設立された。

⁴⁰ <https://auspost.com.au/money-insurance/transfer-money/bank-at-post>

割以上の金融機関が預入、引出を提供している。原則として利用者に対して Bank@Post 利用による追加手数料は発生しないが、2019 年以降は利用者に対して手数料を課す金融機関が出てきている。

図表 4 は郵便公社が金融業務を受託している金融機関のリストである。このうち、現金引出、預金、残高照会、business barcode deposit の 4 種のサービスをすべて提供するの CommBank、National Australia Bank、Westpac、Rabobank の 4 行のみ。ANZ 銀行は下記(2)で述べる理由により郵便公社と契約を結んでおらず、ANZ の顧客は Bank@Post を利用する道を断たれた。

図表 4：オーストラリア郵便が業務受託している金融機関 82 行一覧

AMP Bank	Australian Military Bank	Australian Mutual Bank
Australian Unity Bank	Auswide Bank	AWA Alliance Bank
Bank Australia	Bank First	Bank of Heritage Isle
Bank of Melbourne	Bank of Queensland	Bank of Us
Bank SA	Bankstown City Unity Bank	BankVic
Bankwest	BCU	BDCU Alliance Bank
Bendigo Bank	Beyond Bank Australia	Border Bank
Central West Credit Union	Circle Alliance Bank	Citi Australia
Coastline Credit Union	CommBank	Community First Credit Union
Bank of Sydney	Credit Union SA	Defence Bank
Dnister Ukrainian Credit Co-Operative	Endeavour Mutual Bank	Family First Credit Union
Firefighters Mutual Bank	First Option Bank	G&C Mutual Bank
Gateway Bank	Goldfields Money	Great Southern Bank
Heritage	Health Professionals Bank	
Illawarra Credit Union	IMB Bank	Indue Ltd
ING	Latitude Financial Services	Macquarie Credit Union
ME Bank	MOVE Bank	
MyState Bank	National Australia Bank	Northern Inland Credit Union
P&N Bank	Peoples Choice Credit Union	Police Bank
QBank	Qudos Bank	Police Credit Union
Rabobank	RACQ Bank	Queensland Country Bank
Regional Australia Bank	Reliance Bank	RAMS
Rural Bank	Service One Alliance Bank	St George Bank
Summerland Credit Union	Suncorp	Sydney Mutual Bank
Teachers Mutual Bank	The Mutual Bank	Transport Mutual Credit Union
UniBank	Unity Bank	Up
Virgin Money Australia	Westpac	Woolworths Employees Credit Union

出所：オーストラリア郵便公社 <https://auspost.com.au/money-insurance/banking-and-paying-bills/bank-at-post>

(2) 直営店、委託店における金融サービスの提供状況

政府所有の公社であるため、郵便事業に関してはオーストラリア全体で均一なサービス提供が求められており（オーストラリア郵便公社法 27 条）⁴¹、2024 年 6 月末時

⁴¹ 第 27 条第 1 項に“Australia Post shall supply a letter service”とあり、第 3 項には“at a single uniform rate of postage”が、また、第 4 項には“reasonably accessible to all people in Australia”とある。

時点で全国にあった **4,198** の郵便局のうち、**2,553** の郵便局は地方・遠隔地（rural and remote areas）に配置されている。店舗形態の内訳を見ると、2018 年 6 月末時点で公社直営局（corporate offices）が 718 局、認可郵便局（licensed post offices, LPO）が 2,867 局、コミュニティ簡易局（community postal agencies, CPA）が 771 局となっていた⁴²。地方・遠隔地の郵便局の多くは認可郵便局、コミュニティ簡易局である。

なお、店舗形態別の数は、2019 年、2020 年とオーストラリア郵便公社の年次報告書には記載されず、2021 年以降は許可局と簡易局の合計数が記載されている。

図表 5：オーストラリアの郵便局数

年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
直営局	810	786	778	761	740	728	722	720	718	—	—	717	712	710	678
認可局	2,963	2,948	2,934	2,924	2,915	2,899	2,886	2,880	2,867	—	—	3,603	3,598	3,561	3,520
簡易局	642	685	716	744	762	779	784	779	771	—	—	—	—	—	—
計	4,415	4,419	4,428	4,429	4,417	4,416	4,392	4,379	4,356	4,343	4,330	4,320	4,310	4,271	4,198

(注) 各年 6 月末。

(注) 過去の認可局数には、フランチャイズ（franchised post office）を含む。フランチャイズ局は、郵便公社側が郵便サービスに必要な設備を整備してフランチャイズするもので、提供するサービス内容は郵便公社所有の郵便局と同等である。営業時間は通常、月曜～金曜は 9～17 時、土曜が 9～12 時である。フランチャイズの期間は 10 年で、都市部にあることが多い。

(出所) オーストラリア郵便公社「アニュアルレポート各年版」を基に作成

認可郵便局及びコミュニティ簡易局とは、オーストラリア郵便公社と契約を締結し営業する郵便局である。1993 年にオーストラリア郵便公社と LPO が締結した協定（1993 LPO Agreement）に基づく。認可郵便局が振込や預金などの金融業務も提供するのに対して、コミュニティ簡易局は、約 9 割が雑貨店など他の業務を営む店によって運営され、郵便物の窓口交付や引受業務のみを取扱っており、金融サービスは提供していない。認可郵便局には契約期間の定めはない。また、自分の保有するライセンスを他者に販売することもできる。コミュニティ簡易局の契約は 2 年ごとに更新される⁴³。

2018 年に、4 大銀行のうちコモンウェルス銀行、ナショナル・オーストラリア銀行、ウェストバック銀行の 3 行は Bank@Post サービスを 3～5 年間更新することで合意した一方、オーストラリア・ニュージーランド（ANZ）銀行は契約金額の面で合意に至らず、2019 年 1 月 15 日から同サービスを停止している⁴⁴。オーストラリア郵便公社は 2017 年に Bank@Post 事業で 4,800 万豪ドルの損失を出しており、地方における金融サービス維持のために主要 4 行に対して料金値上げを求めていた⁴⁵。新契約は 1 回あたり 2.5～3 豪ドルの取扱手数料に加えて 2,200 万豪ドルの基本料金を新たに課すもので、ANZ 銀行以外の主要 3 行はこれに同意した⁴⁶。ANZ 銀行は他主要

⁴² オーストラリア郵便公社「アニュアルレポート（2018 年）」
https://auspost.com.au/content/dam/auspost_corp/media/documents/annual-report-2018.pdf

⁴³ <https://auspost.com.au/about-us/operating-as-a-post-office>

⁴⁴ オーストラリア・ニュージーランド銀行ウェブサイト

https://media.anz.com/posts/2018/11/update-on-bank-post-%adobe_mc=MCMID%3D75708814272297219856107743574585734039%7CMCORGID%3D67A216D751E567B20A490D4C%2540AdobeOrg%7CTS%3D1557360000

⁴⁵ “Regional ANZ customers 'disgusted' and 'furious' over loss of Bank@Post services”, <https://www.abc.net.au/news/2019-01-14/anz-customers-lose-banking-service-at-australia-post/10713156>

⁴⁶ 2019 年度は計 74 の金融機関が複数年の Bank@Post 新契約にサインした。オーストラリア郵便「Annual Report 2019」p.8

行より Bank@Post での取扱量が少ないため、新契約のもとでは 1 回の取引にかかるコストが他主要行の 3~4 倍となり、取扱手数料の値上げには同意可能だが基本料金導入には応じられないと ANZ 銀行のエリオット CEO は述べている⁴⁷。ANZ 銀行が Bank@Post で 2019 年度に処理した銀行取引は 100 万件弱であった。この Bank@Post 新契約により、認可郵便局への委託手数料引上げが可能となった。

2021 年 6 月、CommBank と NAB はオーストラリア郵便公社と協定を更新、2032 年まで今後 10 年にわたって郵便局ネットワークを活用して、（特に農村部、遠隔地、さらに零細企業に対して）銀行サービスを提供することを大枠合意した。LPO、CPA 等の地方局は大半が中小零細企業ないし家族経営であり、地方部の住民の銀行サービスへのアクセスを担保・維持するうえで重要な役割を担っている。銀行との協定更新は、維持投資資金の余裕のない地方局の長期的な持続可能性を支援する上で重要性が高い。また、デジタル化・オンライン化が進む中でも少なからず存在する対面・店頭サービスを希望する顧客のニーズにも 3,400 の Bank@Post 店舗で対応できることは、支店閉鎖を進めている銀行にとってもメリットは大きいといえる。

(3) オーストラリア郵便公社の経営状況

本業である郵便関連業務については、今後郵便物数は減少すると見込んでおり、収益構造の変革にも取り組んでいる⁴⁸。

2016 年からは普通郵便料金を 70 セントから 1 豪ドルへ値上げするとともに、通常配送の所要日数を長くし、優先配送区分（1.5 豪ドル）を新設するなど収益改善に取り組んでいるが、郵便事業を黒字化するのは構造的に不可能とのコメントを発表し、郵便事業には見切りをつける姿勢を鮮明にした⁴⁹。

さらに 2024 年 4 月には普通郵便料金を 1.5 豪ドルに、2025 年 7 月には 1.7 豪ドルに値上げされた。ただし、優待切手（60 セント）と季節のグリーティング切手（65 セント）の価格は 2014 年の導入以来変更されていない⁵⁰。

近年は e コマースの普及が進み小包宅配業の収益は拡大したものの、郵便業は値上げを行った影響もあり需要が減少している。前 CEO クリスティン・ホルゲート氏⁵¹は、値上げ以外の方法での収益建て直しを目指してきた。具体的には、輸送効率の高い電動三輪バイクの導入や自動区分センターの強化などを行っている⁵²。

2024 年度（2024 年 6 月期）の収益（revenue）は、引き続き小包宅配事業が堅調に伸びたことから 90.4 億豪ドルと前年度 88.6 億豪ドルの 2% 増となった。郵便の取扱量が減少傾向のなか、収益面でも 2020 年の 20 億豪ドルが 2024 年には 17.1 億豪

⁴⁷ “ANZ chief says Australia Post access fee is unfair”, <https://www.afr.com/companies/financial-services/anz-chief-says-australia-post-access-fee-is-unfair-20181022-h16yfl>

⁴⁸ 2013 年 12 月のヒアリングに基づく。郵便事業は縮小していく方向だが、郵便公社がそれを理由に地方部の郵便局数を閉鎖する考えはないということであった。

⁴⁹ Australian Financial Review, 26 February 2016, “Dead letter day for Aussie Post”
<http://www.afr.com/news/economy/dead-letter-day-for-aussie-post-20160226-gn4ihd>

⁵⁰ Australia Post Annual Report 2024, p.17

⁵¹ 同氏は、2018 年にコモンウェルス銀行、ウェストパック銀行、NAB 銀行との Bank@Post 受託契約を自社に有利な形で更新することに成功した社内幹部へ高級時計を贈与したことが問題となり、2020 年 11 月に辞任した。

⁵² シドニー・モーニング・ヘラルド紙ウェブサイト（2019 年 2 月 19 日付）
<https://www.smh.com.au/business/companies/australia-post-letters-delivers-bad-news-despite-parcels-boom-20190219-p50yui.html>

ドルまで縮小した⁵³。郵便事業の衰退と小包宅配事業の膨張という構図が鮮明である。小包事業の拡大はコロナ禍も大きな要因となっている。

(4) 店舗・ATM 配置戦略

金融業務については、ユニバーサルサービス（community service obligations, CSOs）の提供義務は特に定められていないものの、オーストラリア郵便公社では地方・僻地では郵便局が重要な役割を果たしていると自任している⁵⁴。前述のとおり、郵便事業についてはオーストラリア全体で均一なサービス提供が求められているため、郵便局数等については下記図表 6 のような達成基準が定められている。都市部では少なくとも 90%の居住者が郵便局の 2.5km 圏内、地方・遠隔地では少なくとも 85%が 7.5km 圏内に位置するよう郵便局を配置している⁵⁵。

2022 年 9 月初、オーストラリア郵便公社は全国 4,300 の郵便局店舗の見直しを実施中であると発表した。コロナ禍およびその結果としてのオンラインサービスの普及によって店頭に来る顧客が激減したことを受けて、都市部での郵便局閉鎖が徐々に進んでいる。ただし、地方/遠隔地（rural and remote areas）の郵便局は見直しの対象になっていない。

図表 6：オーストラリア郵便公社の CSOs 達成状況（2024 年 6 月）

拠点数	目標	実績
郵便局	4,000	4,198
うち、地方・遠隔地	2,500	2,553
郵便ポスト	10,000	14,004
都市部における 2.5km 圏内人口	90.0%	92.0%
地方・遠隔地における 7.5km 圏内人口	85.0%	89.5%

（出所）Australia Post Annual Report 2024、p.161

(5) DX の推進

オーストラリア郵便公社はデジタル技術の活用も進めている。2017 年には Digital iD という携帯用アプリの提供を開始した。パスポートや運転免許証などの個人情報や指紋を登録することで、郵便物の受け取りの際や政府が行っているサービスを受ける際の本人確認の証明として提示ができるようになった。一部の州ではこのアプリを利用して、アルコールを購入する際の年齢の証明を行うことができるようになっている⁵⁶。

金融業務については、重要な収益源として投資を集中させている。特に最近では、実店舗にとらわれず、ネット上でも公共料金の支払や請求書の管理ができるほか、送金もオンラインで申し込めるサービスを提供している。

加入者管理型の年金基金である自己運用ファンド（self-managed super fund, SMSF）を管理する個人に対しては、2014 年 7 月より雇用者からの拠出金や各種通知

⁵³ Australia Post Annual Report 2024、p.15

⁵⁴ Australia Post Annual Report 2019 および 2020

⁵⁵ “Australian Postal Corporation (Performance Standards) Regulations 2019”, <https://www.legislation.gov.au/Details/F2020C00432>

⁵⁶ <https://www.digitalid.com/personal/>

受領のためにオンライン窓口の設置が義務付けられているが、オーストラリア郵便公社では有料でこの IT サービスを提供している⁵⁷。なお、一部金融機関では資産信託業務と合わせたパッケージとして電子窓口を提供している例も見られるが、オーストラリア郵便公社は窓口サービス（gateway service）に特化している。

4. 預金業務概要

預金等の金融サービスについては、金融機関からの受託業務として行っている。郵便局での受託金融商品・サービスは、その取扱いがシンプルなものであることが第一の条件である。また、業務委託をする金融機関は、オーストラリアの銀行許可を得ている金融機関であることが前提で、郵便局がその金融機関の信用格付に基づいて審査を行い、郵便局と当該金融機関間で受委託契約を締結した後、郵便局のネットワークを通じて金融関連サービスが提供される。オーストラリア郵便の子会社 Australia Post Services Pty Ltd が ASIC から取得した金融サービスライセンス（Australian Financial Services Licence）を所有しており、郵便局で提供する金融サービスに対して責任を持つ。

全国 4,198 の郵便局のうち、Bank@Post を提供している郵便局は 2024 年 6 月で 3,400 以上ある。さらに 2025 年 2 月には、コモンウェルス銀行、ナショナル・オーストラリア銀行、ウェストパックと Bank@Post 契約を締結したと発表した。ANZ との交渉も進めており 2025 年 10 月 1 日から Bank@Post サービスを利用できるよう合意していると発表した。マッコーリー銀行と HSBC は、Bank@Post サービスに関するオーストラリア郵便との交渉を開始することに合意している。特に脆弱な地域や地方の顧客に Bank@Post サービスを提供することは、特に現金への代替アクセスがない地域において重要な役割を果たすものである。

5. 口座維持手数料等の導入状況

オーストラリア郵便公社は窓口サービスをする立場であり、各金融機関が提供する金融商品の条件次第。郵便公社が独自に徴収する口座維持手数料というものはない。

6. リスク性金融商品概要

オーストラリア郵便公社は窓口サービスをする立場であり、各金融機関が提供する金融商品の条件次第。郵便公社が独自に提供するリスク性金融商品はない。

7. 貸付業務概要

オーストラリア郵便公社は窓口サービスをする立場であり、各金融機関が提供する金融商品に基づき貸付を実施。郵便公社が独自に実施する貸付業務はない。

⁵⁷ オーストラリア郵便公社ウェブサイト ‘Self-Managed Super Fund (SMSF)’
<https://auspost.com.au/money-insurance/self-managed-super-fund>

8. 金融包摂への取り組み

LPO、CPA 等の地方郵便局は、単に小包を集配する場所という以上の重要性を持つ。銀行その他の金融サービスがオンライン化・店舗閉鎖を進めているなか、地方局はすべての国民に基本的な郵便・金融サービスへの公平なアクセスを保証するうえでますます重要性を増している。こうした地方局はまた、デジタルに弱い、僻地に居住している等々の社会的に脆弱な国民に対して対面でのサービスを提供している。

地方局は郵便局ネットワークの 80%を構成するが、地方局はオーストラリア郵便公社が保有・運営するものではなく、ほとんどが *1993 LPO Agreement* のもとで働く中小零細ビジネスのオーナーによって所有・運営されている。この地方局以外に金融サービス機関が存在しない市町村が数多く存在することを踏まえると地方局の持続可能性はそのようなコミュニティにとって死活的重要性を持つ。

かかる認識を踏まえ、2019 年 2 月、オーストラリア郵便公社は認可郵便局 (LPO) と新しい協定を締結した。1993 年の LPO 協定以来 26 年間で初めて認可郵便局の報酬体系を大幅に改定し、最低委託料の 25% 引上げ、数種の取扱手数料の 50% 引上げを実施するという画期的な協定であった (2019 年 1 月に遡及実施)。

オーストラリア郵便は委託料引上げの狙いとして、郵便網維持に不可欠である認可郵便局ネットワークを維持するためとしている。この改定によって認可郵便局への支払い額は年間約 3,400 万豪ドル上昇した。

さらに 2022 年 2 月、community service payments の増額、および representation allowance の金額固定方式から年 3,000 豪ドルを上限とするインセンティブ方式への変更が行われた。加えて年間の minimum payment allowance も最も遠隔の地ないし最も零細で脆弱な LPO に手厚くなる形で増額された (2022 年 1 月に遡及実施)。

ネットワークの維持という形でオーストラリア郵便公社は金融包摂に取り組んでいる。

9. 送金・決済業務概要

送金・決済業務については、公共料金支払等の Pay a bill (Post Billpay)、支払管理の Digital Mailbox、代金回収の Cash on Delivery、郵便為替の Money orders、売掛口座の Charge accounts と様々なサービスが提供されている⁵⁸。

Post Billpay では、ガス・電力・電話料金、税・保険料等の支払いが出来る。1,000 を超える種類の料金支払いに対応し、3,400 の金融サービス取扱郵便局の窓口で当サービスの利用が可能である。また、24 時間利用可能なサービスとして電話、インターネットからの支払いに加えて、携帯電話・タブレットであれば、モバイル・アプリを介して、バーコードをスキャンすることで簡単に支払いが行えるようになっている⁵⁹。

Digital Mailbox では、インターネット上で個人の支払い管理が出来るサービスを無料で提供している。自動的にメールなどから請求書を見つけ出してくれる機能や、登

⁵⁸ オーストラリア郵便公社 <https://auspost.com.au/money-insurance/banking-and-payments>

⁵⁹ <https://auspost.com.au/money-insurance/banking-and-payments/pay-bills-with-post-billpay>

録された小売店での購入履歴をデジタルレシートとして閲覧することができる。また、専用サイトを通じて請求書の支払いも可能となっている⁶⁰。

Cash on Delivery は、業者が顧客の注文した商品を自分の近くの郵便局に持ち込むと、それを顧客の近くの郵便局に配達するとともに顧客に連絡し、顧客が商品を受け取る際に代金を回収するサービスである。代金は **Money Orders**（郵便為替）を通じて販売元に送金される仕組みとなっている。手数料は発送側が負担する。郵便為替では、全国約 **4,200** の郵便局窓口で購入する方法がある。以前は、インターネット上で郵便為替を購入する方法もあったが、**2019 年 6 月 15 日**より、窓口のみの取り扱いとなっている⁶¹。

売掛口座（**Charge accounts**）では、ビジネス顧客のために簡単に売掛口座が開設できるようになっており、承認されれば各種郵便サービスを信用払い口座で利用することができる⁶²。

10. インターネットバンキング

オーストラリア郵便公社によれば、全国に設置する **4,198** の郵便局のうち **Bank@Post** を行う郵便局が **3,400** 局ある。最近では実店舗だけでなく、オンラインサービスにも力を入れている。金融業ではネット上で公共料金の支払や請求書の管理ができるようになったほか、郵便業務についても **MyPost Account** に登録すれば、オンラインで郵便物の追跡や送付住所の変更などが行える。**2017 年 6 月**時点では **MyPost Account** の登録者は **500 万人**以上であったが、**2020 年 6 月**時点で **1,000 万人**を超え、**2024 年 6 月**には **1,380 万人**となった⁶³。

パソコンやスマートフォンの普及に加えて、ネットバンキングやキャッシュレス決済などオンラインでの決済手段が多様化していることを受けて、近年ではインターネット経由での買い物が盛んになっている。**2017 年 12 月**より、米通信販売大手の **Amazon** がオーストラリア市場に進出し、物品の販売だけでなく、インターネットを介して音楽や映画を提供するサービス（アマゾンミュージックリミテッド、プライムビデオ）を展開している。その他にも、**Uber eats**（米国系）、**Deliveroo**（英国系）といった出前代行サービスの進出も相次いでいる。

オーストラリア郵便公社もこれらのビジネスに対抗するために **2017 年 10 月**に会員制でオンラインショッピング向けの無料配送サービス「**シップスター**」を開始したものの、ユーザーが伸び悩み、**2019 年 7 月末**に同サービスを終了した⁶⁴。

オーストラリア郵便公社が e-コマースの小包を配達した世帯は **21 年度（21 年 6 月期）**に初めて **900 万**を超え（**910 万**）、**23 年度**には **950 万**に増えた。オーストラリアの世帯数の **8 割強**に相当する。**COVID-19** を要因として e-コマースに向かう世帯が増えたことによる。**23 年度**は**毎月平均 560 万世帯**がオンラインショッピングをした

⁶⁰ <https://auspost.com.au/mypost/how-to/digital-mailbox.html>

⁶¹ オーストラリア郵便公社

<https://auspost.com.au/money-insurance/banking-and-payments/domestic-money-transfer-money-orders>

⁶² オーストラリア郵便公社「Post charges 28 September 2020」

https://auspost.com.au/content/dam/auspost_corp/media/documents/post-guides/post-charges-guide-ms11.pdf

⁶³ **Australia Post Annual Report 2024 , p5**

⁶⁴ シップスターウェブサイト <https://auspost.com.au/shipster/>

⁶⁵。地域では都市部よりも農村部で増加しており、2019 年以降に農村部では 18%増、都市部では 16%増となっている。

11. 国際業務概要

海外への送金業務については、米ウェスタン・ユニオン社（Western Union）の送金網を通じて、200 以上の国・地域の 35 万以上の代理店に送金できる。郵便局カウンターでの最大送金額は 9,000 豪ドルで送金国によって異なる。支払いは現金もしくは EFTPOS⁶⁶が使用できる⁶⁷。一部の国では、送金先の名前と携帯電話の番号があれば、携帯電話のモバイルウォレット機能を通じた送金も可能となっている。

オーストラリア郵便公社とウェスタン・ユニオン社は 2021 年 6 月、提携のスコープを拡大してデジタル送金をスコープに含めることとした。ウェスタン・ユニオンのネットワークを通じて 24 時間、オンラインで世界中に送金が可能である。

オーストラリア郵便公社はウェスタン・ユニオン社のデジタル送金サービスを取り込んだ世界で 5 番目（英・仏・露・伊に次いで）の郵便事業体とのこと。

外貨の取扱いについては、店頭で 40 通貨以上（ニュージーランドドル・米ドル・英ポンド・ユーロ・香港ドル・日本円・加ドル・スイスフラン・南アランド・シンガポールドル・フィジードル・タイバーツ・インドネシアルピア・マレーシアリングット等）の外貨現金の販売を行っている。配送は 1～2 営業日で、最低両替額は 400 豪ドル相当、最高は 5,000 豪ドル相当である⁶⁸。また、オンラインでも 40 以上の通貨を購入できる。配送に 2～3 営業日を要するが、郵便局での受領が可能である。最低・最高両替額は店頭と同一である。

また、以前は、海外旅行者向けに、チャージ式の外貨プリペイドカードである、Load&Go Travel card（Visa、5 通貨まで）、Load&Go China card（Union Pay、中国元と豪ドル）、Cash Passport Platinum Mastercard（MasterCard、11 通貨まで）などのトラベル・カードを販売していたが、Load&Go card は 2018 年 8 月 1 日時点で新規発行を終了している⁶⁹。Cash Passport Platinum Mastercard は 2019 年 6 月 20 日をもって新規発行を終了している⁷⁰。現在は Travel Platinum Mastercard（11 通貨まで）を取扱っている。

12. 付随業務概要

保険については、損害保険会社の代理店として、自動車保険、旅行保険、住宅・家財保険を取り扱っている。生命保険は取り扱っていない。自動車保険と住宅・家財保険は QBE Insurance (Australia) Limited 社の商品、旅行保険は Zurich Australian Insurance Limited 社の商品を販売している。

⁶⁵ Australia Post Annual Report 2024 , p44

⁶⁶ EFTPOS (Electronic funds transfer at point of sale, エフトポス)とは、オーストラリアとニュージーランドで普及しているシステムで、銀行口座の残高内で決済や店頭でのキャッシュアウトに使用できる決済システムである。国際ブランドよりも加盟店手数料が低い。

⁶⁷ オーストラリア郵便公社ウェブサイト、<https://auspost.com.au/money-insurance/banking-and-payments/international-money-transfer-with-western-union>

⁶⁸ <https://auspost.com.au/money-insurance/organise-travel-money/foreign-cash>

⁶⁹ <https://transferwise.com/au/blog/australia-post-currency-exchange>

⁷⁰ <https://auspost.com.au/money-insurance/organise-travel-money/cash-passport-platinum-mastercard>

13. 資金運用（ESG 投資関連を含む）

オーストラリア郵便公社は窓口サービスをする立場であり、各金融機関が金融商品の資金運用を実施。郵便公社が独自に実施する資金運用の業務はない。

14. 窓口取扱時間

設置場所に応じて営業時間が異なるが、多くの郵便局が平日午前 9 時～午後 5 時、土曜日の午前 9 時から 12 時までとなっている。加えて、大都市やショッピングセンターにある大きな局では祝日にも営業している局が一部存在する⁷¹。

なお、小売業と併設している窓口は、その小売業の開店時間に合わせて営業時間を設定しているケースも多い。例えば、ショッピングセンターに併設している窓口は、午前 7 時～午後 9 時まで営業しているものもある。

15. 他行、他業種との業務提携

【Amazon】

2017 年 10 月にオーストラリア郵便公社の最高経営責任者（CEO）に就任したクリスティン・ホルゲート（Christine Holgate）氏のもとでは、宅配事業の拡大が進められた。その一環として、2018 年 2 月からは米インターネット通販大手のアマゾン・ドット・コムから配送事業の受託を開始した⁷²。

【Myer】

メルボルンの小売り百貨店チェーンの Myer は 2020 年 8 月、オーストラリア郵便公社と 3 年間の協定を締結、増大する e-コマースの需要に応えるため、9 月より公社からメルボルン空港近くの 26,000m² に及ぶ倉庫保管ファシリティの提供を受け、e-コマース関連のロジスティクスコストと配送時間の削減を目指す。この合意はコロナ禍によるロックダウンで e-コマースが重要な収益源になっている状況に対応するものとされる。

【IKEA】

2024 年 8 月にはスウェーデンの小売業者 IKEA と 3 年間の契約を締結し、新たな戦略的パートナーシップを発表した。小包の主要な e-コマースフルフィルメントパートナーとなり、IKEA オーストラリアの小包注文総数の約 65% を占めるという。IKEA の小包注文の 23% がメトロストアの届かない地域に配送されているため、郵便局の広範なネットワークで IKEA の配送拡大を支援するものである。

⁷¹ オーストラリア郵便公社ウェブサイト <https://auspost.com.au/about-us/corporate-information/public-holiday-services>

⁷² <https://jp.reuters.com/article/australia-amazon-com-idJPKCN1GB064><https://www.nna.jp/news/result/1682318>、<https://www.nna.jp/news/result/1696936>

16. 財務諸表

オーストラリアでは、2002年にIFRS（International Financial Reporting Standards）の導入が決定され、2005年から強制適用されている。IFRSは民間企業のみならず、非営利企業や政府等の公的機関にも適用され、オーストラリア郵便公社にも適用される。なお、オーストラリア郵便公社は、金融機関から委託を受けて金融サービスを提供しているため、その委託手数料は取扱手数料と共に一括して記録されており、金融部門単独の財務諸表は作成されていない。オーストラリア郵便公社の会計年度は7月～6月である。

図表 7：オーストラリア郵便公社の連結損益計算書（2024年6月期）

Consolidated (\$m)	2024年	2023年	2022年	2021年	2020年
Revenue					
Goods and services	9,043.3	8,864.8	8,864.1	8,208.1	7,389.6
Interest					—
	9,043.3	8,864.8	8,864.1	8,208.1	7,389.6
Other income					
Interest	14.9	9.3	4.7	6.4	8.6
Rents	31.6	36.5	35.2	41.2	38.4
Other income and gains	39.3	54.6	69.9	18.0	62.6
	85.8	100.4	109.8	65.6	109.6
Total income	9,129.1	8,965.2	8,973.9	8,273.7	7,499.2
Expenses (excluding finance costs)					
Employees	3,631.9	3,558.7	3,377.9	3,314.8	3,297.7
Suppliers	4,720.6	4,871.8	4,890.6	4,200.8	3,508.2
Depreciation and amortisation	651.2	577.2	543.6	516.7	466.5
Other expenses	158.5	112.9	68.7	96.8	120.9
Total expenses (excluding finance costs)	9,162.2	9,120.6	8,880.8	8,129.1	7,393.3
Profit/(loss) before income tax, finance costs and share of net profits of equity-accounted investees	(33.1)	(155.4)	93.1	144.6	105.9
Finance costs	(55.5)	(46.8)	(37.9)	(45.3)	(54.2)
Share of net profits/(losses) of equity-accounted investees	0.1	1.9	0.1	1.9	1.9
Profit/(loss) before income tax	(88.5)	(200.3)	55.3	100.7	53.6
Income tax (expense)/benefit	20.4	65.7	(5.8)	(31.1)	(10.7)
Net profit/(loss) for the year attributable to equity holders of Australian Postal Corporation	(68.1)	(134.6)	49.5	69.6	42.9
Other comprehensive income					
Items that will not be reclassified to profit or loss					
Remeasurements of defined benefit plans	(156.4)	(115.7)	110.4	373.8	(161.7)
Other items	—	—	—	—	0.1
Income tax on items that will not be reclassified to profit or loss	46.9	34.7	(33.1)	(112.1)	48.5
Total items that will not be reclassified to profit or loss, net of tax	109.5	(81.0)	77.3	261.7	(113.1)
Items that may be reclassified subsequently to profit or loss					
Other items	0.3	(0.9)	(1.2)	4.4	—
Reclassifications to profit or loss	(0.5)	1.1	(0.6)	(4.1)	2.8
Income tax on items that may be reclassified to profit or loss	3.4	(0.3)	0.6	(0.6)	(0.3)
Total items that may be reclassified to profit or loss, net of tax	3.2	(0.1)	(1.2)	(0.3)	2.5
Other comprehensive income for the year	106.3	81.1	76.1	261.4	(110.6)
Total comprehensive income/(loss) for the year attributable to equity holders of Australian Postal Corporation	174.4	215.7	125.6	331.0	(67.7)

(注) 単位：百万豪ドル

(出所) オーストラリア郵便公社、Australia Post Annual Report 2024

図表 8 : オーストラリア郵便公社の貸借対照表 (2024 年 6 月期)

Consolidated (\$m)	2024年	2023年	2022年	2021年	2020年
Assets					
Current assets					
Cash and cash equivalents	617.7	640.2	380.9	653.1	775.3
Trade and other receivables	925.8	827.5	820.0	770.5	786.9
Prepayments	149.8	132.6	130.7	122.4	153.0
Inventories	44.1	52.7	76.9	72.8	62.8
Income tax receivable	-	-	15.9	-	-
Other current assets	1.4	3.4	4.6	5.0	6.0
Asset Held for Sale	8.8	6.9	-	-	-
Total current assets	1,747.6	1,663.3	1,429.0	1,623.3	1,784.0
Non-current assets					
Finance lease receivable					
Net superannuation asset	610.6	800.5	950.5	931.2	626.9
Property, plant and equipment	1726.6	1,861.3	1,906.7	1,909.3	1,784.2
Intangible assets	760.1	805.7	798.6	714.6	708.5
Right-of-use assets	920.2	891.2	957.9	1,026.9	1,032.2
Investment property	100.5	125.7	160.5	157.8	161.8
Deferred tax assets	222.6	154.3	656.7	668.4	653.1
Equity-accounted investees	5.6	11.4	9.9	9.3	7.8
Other non-current assets	28.0	40.1	33.3	24.1	26.8
Total non-current assets	4,374.2	4,690.2	5,474.1	5,441.6	5,001.3
Total assets	6,121.8	6,353.5	6,903.1	7,064.9	6,785.3
Liabilities					
Current liabilities					
Current lease liabilities	248.9	239.6	240.3	213.6	183.5
Trade and other payables	1,386.10	1,320.6	1,208.9	1,152.7	1,055.0
Employee provisions	785.7	792.0	764.1	791.9	768.8
Interest-bearing liabilities	-	174.4	-	100.0	249.9
Other provisions	42.0	26.3	15.9	20.8	19.3
Income tax payable	0.3	1.9	-	30.4	-
Other current-liabilities	-	-	-	-	-
Total current liabilities	2,463.0	2,554.8	2,229.2	2,309.4	2,276.5
Non-current liabilities					
Interest-bearing liabilities	373.6	372.0	350.3	363.4	467.4
Employee provisions	285.4	265.3	246.2	275.5	263.7
Other provisions	55.3	63.9	60.8	48.2	47.5
Non-current lease liabilities	-	-	825.7	920.4	947.4
Deferred tax liabilities	772.7	750.0	609.7	660.1	579.2
Other non-current liabilities	6.5	7.8	4.0	-	0.5
Total non-current liabilities	1,493.5	1,459.0	2,096.7	2,267.6	2,305.7
Total liabilities	3,956.5	4,013.8	4,325.9	4,577.0	4,582.2
Net assets	2,165.3	2,339.7	2,577.2	2,487.9	2,203.1
Equity					
Contributed equity	400.0	400.0	400.0	400.0	400.0
Reserves	8.2	17.7	17.8	19.0	19.3
Retained profits	1,757.1	1,922.0	2,159.4	2,068.9	1,783.8
Equity attributable to equity holders of the parent	2,165.3	2,339.7	2,577.2	2,487.9	2,203.1

(注) 単位：百万豪ドル

(出所) オーストラリア郵便公社、Australia Post Annual Report 2024

第3章 民間リテール金融機関の特徴

第1章で既述したようにオーストラリアの銀行システムは4大銀行への集中度が圧倒的に高いのが特徴となっている。4大銀行であるオーストラリア・コモンウェルス銀行（Commonwealth Bank of Australia：CBA）、オーストラリア・ニュージーランド銀行（Australia and New Zealand Banking Group：ANZ）、ウェストパック銀行（Westpac Banking Corporation：Westpac）及びナショナル・オーストラリア銀行（National Australia Bank：NAB）はBig Fourと呼ばれ、この4行の2024年12月末の総資産合計は認可預金受入機関（ADIs）全体の総資産（6.6兆豪ドル）の73%を占める。

中央銀行であるオーストラリア準備銀行(RBA)の金融政策については、2023年に4.35%まで引き締められたのち、2025年2月に利下げ（0.25%）を行った⁷³。追加緩和に先立って、インフレ率の持続的な目標回帰を裏付ける証拠をさらに確認したい意向を示した。

RBAは声明で、「国際情勢がオーストラリアの経済活動とインフレに重大な影響を及ぼすようなことがあれば、金融政策は適切な対応が可能だ」と説明した。「金融政策は引き続き景気抑制的と政策委員会は判断しており、基調インフレ率の持続的低下は歓迎されるが、両サイドのリスクを意識して見通しには慎重だ」と認識を明らかにした。

図表9：オーストラリアの4大銀行比較

	創立年	決算月	本店所在地	FY2024 総資産 (億豪ドル)
CBA	1911	6月	シドニー	11,094
Westpac	1817	9月	シドニー	10,588
NAB	1858	9月	メルボルン	9,106
ANZ	1835	9月	メルボルン	7,552

出所：総資産は各銀行の2024年度年次報告書

本章では、総資産トップのCBAを取りあげる。

オーストラリア・コモンウェルス銀行（CBA）

1911年に連邦政府の市中銀行 Commonwealth Bank として設立された。連邦政府から出資を受ける預金・商業銀行であったが、あくまで民間の1銀行として存在した。1924年からCBAには中央銀行の機能が漸次、移管され、1945年にCBAの中央銀行機能が法文化されたが、1959年には、オーストラリア準備銀行およびコモンウェルス・バンキング・コーポレーションを創設する法案が可決され、オーストラリア準備銀行は中央銀行の機能を受け継いだ。コモンウェルス・バンキング・コーポレーションは1991年に民営化されたのち、93年に現在の Commonwealth Bank of Australia に改称された。

総資産、預金額、住宅ローン、時価総額、国内ATMネットワーク、モバイルバンキングアプリのダウンロード数ほか多くの面でオーストラリア最大の銀行である。

⁷³ RBAは、原則として毎月第1火曜日に開催する金融政策理事会で政策金利を含む金融政策を決定する。毎年1月は夏休み期間のため、理事会の開催がなく、年最初の会合は2月となる。

2024 年 6 月末時点で 709 の支店/サービスセンターを有し、1,916 台の ATM を有する(1 年前から支店で 32 店、ATM で 40 台減少)。

2024 年 6 月期 (FY2024) の CBA グループの収益 (Total Operating income) は 272 億豪ドルであり、その事業セグメント別の内訳は、リテールバンキングが 128 億豪ドル (構成比 47%)、ビジネスバンキングが 86 億豪ドル (32%)、Institutional banking and markets が 25 億豪ドル (9%)、ニュージーランドが 29 億豪ドル (11%) となっている。

(1) 総資産、融資残、預金残、口座数、市場シェア

CBA グループの 2024 年 6 月期の総資産は 1 兆 2,541 億豪ドルであった。同時点の預金残高は 8,829 億豪ドル、融資残高は 9,422 億豪ドル。

2024 年 6 月の CBA の総資産は ADIs 全体の 19% を占める。

図表 10 : コモンウェルス銀行の総資産、融資残高、預金残高 (各年 6 月末)

(単位 : 億豪ドル)

	2020/6 月	2021/6 月	2022/6 月	2023/6 月	2024/6 月
総資産	10,154.7	10,919.8	12,150.8	12,524.2	12,540.8
融資残高 (Loans, bills discounted and other receivables)	7,729.8	8,113.6	8,788.5	9,260.8	9,422.1
預金残高 (Deposit and other public borrowings)	7,034.3	7,663.8	8,575.9	8,650.0	8,829.2

注 : CBA の決算期は 6 月。

出所 : CBA Annual report 2024

(2) 預金利子、預金条件、口座維持手数料、融資条件等の現状 (銀行間の比較)

利息の付く貯蓄性預金については、口座維持手数料は徴収されず、最小預金額の制限もない。

【普通預金】

図表 11 : コモンウェルス銀行の普通預金の金利

	引き上げ後の金利	発効日
NetBank Saver account	標準金利 2.15% p.a. (口座開設後最初の 5 か月間限定で introductory rate として 4.90% p.a. を提供)	2025 年 4 月 10 日
GoalSaver account	標準金利 0.35% p.a.。毎月預け入れを行うこと、月末残高が月初残高より大きいことを条件として適用最高金利を 4.65% p.a. へ引き上げる。	
YouthSaver	標準金利 2.40% p.a.。毎月残高が増えることを条件として残高 5 万豪ドルを上限に 4.75% p.a. を適用、5 万豪ドル超過分には標準金利適用。	

出所 : CBA "CommBank Savings accounts"

https://www.commbank.com.au/savings-accounts.html?ei=prod_savings-CTA-SeeAll

【定期預金】

図表 12：コモンウェルス銀行の定期預金の金利（2025 年 4 月 10 日現在）

期間	金利 5,000 \$ ～ 49,999 \$	金利 50,000 \$ ～ 1,999,999 \$	利払日
3 か月	2.85%	2.9%	満期日
6 か月	3.15%	3.2%	満期日
12 カ月	3.85%	3.9%	年 1 回
24～33 か月	3.70%	3.75%	年 1 回
60 カ月	3.45%	3.5%	年 1 回

出所：CBA ”Term Deposits” <https://www.commbank.com.au/banking/term-deposits.html>

【住宅ローン】

Digi Home Loan はオンラインのみの提供で、金利が優遇されている。ローンを分割して、変動金利と固定金利を組み合わせることもできる。

図表 13：コモンウェルス銀行の住宅ローン金利

Standard Variable Rate (Complete)

Repayment Type	Principal and Interest		Interest Only	
Reference Rate Name	Standard Variable Rate		Standard Variable Interest Only Rate	
Reference Rate p.a.	8.55%		9.04%	
With Package LVR tier^*	Annual percentage rate p.a.	Comparison rate p.a.	Annual percentage rate p.a.	Comparison rate p.a.
LVR 60% or below	6.09%	6.47%	6.58%	6.65%
LVR 60.01% to 70%	6.14%	6.52%	6.63%	6.70%
LVR 70.01% to 80%	6.24%	6.62%	6.73%	6.80%
LVR 80.01% to 90%	6.54%	6.92%	—	—
LVR 90.01% to 95%	7.49%	7.85%	—	—
Without Package	8.55%	8.69%	9.04%	8.92%

Digi Home Loan

Available only for customers applying online via NetBank or the CommBank app.

Repayment Type	Principal and Interest		Interest Only	
Reference Rate Name	Digi Variable Rate		Digi Variable Interest Only Rate	
Reference Rate p.a.	8.55%		9.04%	
LVR tier*	Annual percentage rate p.a.	Comparison rate p.a.	Annual percentage rate p.a.	Comparison rate p.a.
LVR 60% or below	5.84%	5.97%	6.33%	6.17%
LVR 60.01% to 70%	5.87%	6.00%	6.36%	6.20%
LVR 70.01% to 80%	5.89%	6.02%	6.38%	6.22%
LVR 80.01% to 90%	—	—	—	—

Extra Home Loan

Repayment Type	Principal and Interest		Interest Only	
Reference Rate Name	Extra Variable Rate		Extra Variable Interest Only Rate	
Reference Rate p.a.	7.78%		8.34%	
LVR tier*	Annual percentage rate p.a.	Comparison rate p.a.	Annual percentage rate p.a.	Comparison rate p.a.
LVR 60% or below	6.19%	6.20%	6.75%	6.44%
LVR 60.01% to 70%	6.24%	6.25%	6.80%	6.49%
LVR 70.01% to 80%	6.34%	6.35%	6.90%	6.59%
LVR 80.01% to 90%	6.64%	6.65%	—	—
LVR 90.01% to 95%	7.59%	7.61%	—	—

Fixed Rate (Complete)

Fixed Rate Period	Repayment Type	Reference Rate Name	With Package ^{^*}		Without Package/Reference Rate	
			Annual percentage rate p.a.	Comparison rate p.a.	Annual percentage rate p.a.	Comparison rate p.a.
1 Year	Principal and Interest	1 Year Fixed Rate	6.09%	8.02%	6.24%	8.43%
	Interest Only	1 Year Fixed Interest Only Rate	6.44%	8.05%	6.59%	8.47%
2 Year	Principal and Interest	2 Year Fixed Rate	5.99%	7.82%	6.14%	8.18%
	Interest Only	2 Year Fixed Interest Only Rate	6.29%	7.88%	6.44%	8.24%
3 Year	Principal and Interest	3 Year Fixed Rate	5.74%	7.59%	5.89%	7.89%
	Interest Only	3 Year Fixed Interest Only Rate	6.14%	7.70%	6.29%	8.02%
4 Year	Principal and Interest	4 Year Fixed Rate	6.14%	7.57%	6.29%	7.83%
	Interest Only	4 Year Fixed Interest Only Rate	6.44%	7.67%	6.59%	7.95%
5 Year	Principal and Interest	5 Year Fixed Rate	6.54%	7.62%	6.69%	7.84%
	Interest Only	5 Year Fixed Interest Only Rate	6.64%	7.65%	6.79%	7.90%

注：比較レート（Comparison rate）は、手数料込みの数値である。LVR（Loan to Value Ratio）は固定金利には影響がない。

出所：CBA https://www.commbank.com.au/content/dam/commbank/personal/apply-online/download-printed-forms/home-loan-update-002842.pdf?ei=rates_download_all

【口座維持手数料】

日々の資金の出し入れに使う普通預金口座 **Smart Access** の口座維持手数料は 4 豪ドル/月。ただし、オーストラリアの教育機関に在籍する全日制の学生、**30 歳未満ないし高齢年金・障害者年金・退役軍人年金者**、毎月 **2,000 豪ドル**以上の預入を行う、**50,000 豪ドル**以上の預金残高を有する等、所定の要件を満たせば免除される⁷⁴。

(3) 提供商品（貯蓄商品、リスク性金融商品、保険商品、貸付商品等）の現状

CBA は 貯蓄、外貨口座、定期預金、個人向け・法人向けローン、オーバードラフト、設備融資、クレジットカード、国際決済、プライベートバンキング、住宅・自動車ローン等、多様な金融商品を提供している。2022 年 5 月には、若い購入者を対象としてオーストラリア最初のデジタル住宅ローンを開始した。

そのほか、子会社の **CommSec** が株式のオンライン・ブローカーを行っている。保険商品については、自動車保険、住宅保険、旅行保険も扱っている。

⁷⁴ CBA <https://www.commbank.com.au/banking/everyday-account-smart-access.html#terms>

(4) 子会社、関連会社（とくにフィンテック等の銀行業高度化会社）への出資状況

CBA はオーストラリア最大の銀行で、BWA Group、Colonial Holding Company、ASB Bank (New Zealand)、Commonwealth Securities (CommSec)、Commonwealth Insurance (CommInsure)などを傘下に抱える。

CBA は、100%子会社として X15ventures を保有している。2020 年設立の X15ventures は、‘Venture Builder’（自らのアイデアと資源を使ってスタートアップを育成する機関）としても知られ、専門的知見等をフィンテック・スタートアップに提供している。

CBA は 2022 年 2 月、国内のフィンテック企業 Paypa Plane の 20%を取得したことを発表した。中小企業顧客の決済エクスペリエンスを改善して PayTo への移行を促すとともに、消費者には決済方法における選択肢を増やすことを目指す。PayTo とは、企業が顧客に対して real-time direct debit payments を提供するため新しいデジタル決済手段である。PayTo は、セキュリティ向上、支払いステータスの即時表示、照合やバックオフィス機能の容易さなど、口座振替などの既存の決済方法と比較して多くのメリットが指摘されている。顧客のオンライン・モバイルバンキングアプリを通じて支払い承認されるため、顧客と企業双方にとって安全な認証方法となり、公共料金の支払い、デジタルウォレットへの資金提供、me-to-me 取引での資金移動、アプリ・オンライン・店頭購入など様々なシーンで利用できる。

(5) ESG 投資

2022 年 2 月に発表された CBA の”Green, Social & Sustainability Funding Framework”は、Sustainable Funding Instruments の発行を支えるガバナンスと監督の手続きを定めたものである。この枠組みの下で発行された Sustainable Funding Instruments によって調達される資金は、脱炭素に資する、あるいは特定の社会問題の軽減・改善に資する等、CBA としての適格資産の取得に充当される。

この枠組みの一環として、CBA は 2030 年までに累積で 700 億豪ドルのサステナブル・ファイナンスを提供することをコミットしている（2024 年 6 月時点で 542 億豪ドルを実行済）。

(6) TCFD 提言への対応

CBA は 2018 年 3 月に TCFD 提言の賛同機関となった。同年、TCFD の提言に沿った最初の報告書 “Strategic report : Climate-related financial disclosures”を発表した。

CBA は 2022 年 2 月、ゼロエミッションへの移行をコミットする Net Zero Banking Alliance (NZBA) 75に署名参加する旨を発表した。コミットメントの第 1 ステップとして、発電、燃料用石炭、上流石油ガス案件に関する暫定ターゲットを FY22 の TCFD レポートで公表するとした。地球温暖化を 1.5℃に抑えることを目指して 2050 年までにネットゼロを達成する目標を掲げ、事業活動レベルおよびセクターレベルの資金調達による排出量目標を段階的に設定している。具体的には 2020 年の資金調達

⁷⁵ 2021 年 4 月に国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP-FI）が主催し、世界 43 の銀行で発足した、2050 年までの投融资ポートフォリオにおける温室効果ガス排出量ネットゼロを目指す民間金融機関のアライアンス。
CBA の NZBA 参加については、”Commonwealth Bank signs up to the Net-Zero Banking Alliance”. 9 February 2022

による排出量の 75%以上を占めるセクターに目標を設定することとし、2030 年までに累計 700 億豪ドルのサステナビリティ資金調達を目指す⁷⁶。

⁷⁶ CBA “2023 Climate Report”

第4章 最近の金融動向と今後の展望

1. 金融ビジネスにおける DX、フィンテック、キャッシュレスの動向

(1) フィンテックの動向

2016年にオーストラリア政府は、世界的なフィンテックの潮流をオーストラリアにも取り込むべく、FinTech Advisory Group を創設した。FinTech Advisory Group はフィンテック分野の専門家を集め、同分野における政策へのアドバイスを行うほか、産業育成に向けた計画立案のサポートを行う⁷⁷。

オーストラリアでは、融資や決済などの金融業務を行う事業者は、原則はライセンスの取得が必要だが、フィンテック分野においては、2016年12月にオーストラリア証券投資委員会（ASIC）が、フィンテックの振興に向けて、金融業への進出における規制緩和（FinTech regulatory sandbox）を行っている。この規制緩和により、最大12カ月はテスト期間としてライセンスを取得しなくても事業が行えるようになった。2020年9月1日からは、後継として Enhanced regulatory sandbox（ERS）に置き換わり、テスト期間が最大24カ月に延長されたほか、生命保険や退職年金関連のサービス等も対象となった⁷⁸。Regulatory sandbox とは、地域限定や期間限定で現行法の規制を一時的に停止することによって、新しい金融技術や革新的なビジネスモデルを持つ企業が試行錯誤による実証実験を既存規制に抵触することなく安全に行える環境を提供し、もって技術革新の加速をうながすことを趣旨とする制度である。政府はその成果をもとに必要な規制の見直しにつなげていく。

また、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）はフィンテックの更なる進展を目指し、2017年6月には、日本の金融庁とフィンテックに係る協力枠組みを構築した⁷⁹。これにより、フィンテック企業の紹介、また紹介した企業へのアドバイスやサポートを求めることができるほか、ASIC と日本金融庁の間での規制や産業動向などに関する情報交換が容易になった。その他にも、ASIC は、中国证券监督管理委员会、香港証券先物委員会、マレーシア証券委員会といった海外機関とフィンテック分野における協力関係を結んでいる。

その成果としてフィンテックはオーストラリアで顕著な成長を遂げた。2017年に約400社だったフィンテックは、KPMG が2019年9月に同国のフィンテック市場を調査したときは630社に増えていた。21年初の時点で730を超え（1年強で100社が新規に参入）、現在は800を超え、そのうち25%近くが利益を上げている。国内フィンテックの生み出す収益は2015年の2.5億豪ドルから2020年には40億豪ドルを超えると推計した⁸⁰。

フィンテックの業務の多くは伝統的金融サービスの周縁分野に限定されていたが、コロナ禍で移動制限、消費者の非接触志向が広がり、それへの対応として進んだ金融のデジタル化を革新的商品・サービス開発の好機と捉えたフィンテックセクターが急伸、近年は伝統的サービスのコア商品を破壊し始めている。

大手国際会計事務所の KPMG は、「世界を牽引するフィンテック TOP100（The Fintech100）」報告書において、世界各国のフィンテック企業から「成功している

⁷⁷ <https://www.directory.gov.au/portfolios/treasury/departments/fintech-advisory-group>

⁷⁸ オーストラリア証券投資委員会（ASIC）ウェブサイト

<https://asic.gov.au/for-business/innovation-hub/enhanced-regulatory-sandbox/>

⁷⁹ <https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20170623.html>

⁸⁰ Biz Latin Hub “How is fintech changing Australia’s financial sector?”, August 21, 2022 Last Updated On April 29, 2025

50 社（Leading 50）」と「注目の新興企業 50 社（Emerging 50）」の計 100 社を選定している。オーストラリアには有力 FinTech 関連企業が多く、2017 年は世界 100 社中 10 社が選定され 2 位、2018 年、2019 年の調査では、順位を落としたが依然 7 社がランクインして世界 5 位となった。Leading 50 には支払いを簡単に分割後払いにできる AfterPay Touch やクロスボーダー決済に特化する Airwallex など 3 社が、Emerging 50 には住宅ローンの早期返済サービスを提供する Athena Home Loan や銀行アプリと連携した電子領収書サービスを提供する Slyp など 4 社が選出された。

なお、2017 年の報告書で Leading 50 に選出された中小企業向けのオンライン融資を行うオーストラリア企業「Prospa」が 2019 年 6 月 11 日にオーストラリア証券取引所に上場を果たすなど、同報告書で選出された企業の成功事例も散見されている⁸¹。

CFTE による最新（2024 年 2 月）のフィンテック企業ランキングでは、前述の AfterPay・Airwallex のほか、ブロックチェーンの Immutable、チャレンジャーバンクの Judo Bank がランクインした⁸²。

図表 22：「最大のフィンテック企業 2024」のランキング

Rankings	Name	Type of company	Ticker	Country	Continent	Status	Market Cap (in USD)
16	Afterpay	Fintech		Australia	Oceania	Private	29,000,000,000.00
76	Airwallex	Challenger Bank		Australia	Oceania	Private	5,500,000,000.00
168	Immutable	Blockchain		Australia	Oceania	Private	2,499,999,999.00
273	Judo Bank	Challenger Bank		Australia	Oceania	Private	1,400,000,000.00

（出所） CFTE 「Largest Fintech Companies 2024」（2024 年 2 月）より

【国民生活への浸透度】

投資分野では、利用者に投資がより身近に感じる工夫がなされている。例えば、新興企業の Moneysoft 社は、日々の支払いで生じる釣銭を自動的に投資に回してくれる投資アプリ（Round-ups）を開発した。また、Macrovue 社は、「人工知能」や「次世代自動車」といった 20 以上の流行りのテーマの中から投資したい分野を選ぶだけで、マーケットの専門家が厳選したポートフォリオへの投資ができるサービスを提供している。金融機関もフィンテックの技術をサービスに取り入れる動きがみられる。4 大銀行は携帯電話によるモバイル決済に加え、腕時計型の端末（スマートウォッチ）を使った決済サービスを開始している。また、コモンウェルス銀行（CBA）傘下のバンクウエスト（Bankwest）は防水機能が付いた指輪型端末（Bankwest Halo）も提供しているほか、ウェストパック銀行もオーストラリアのデザイナーと共同で、アクセサリ型の決済サービス端末（PayWear Accessories）の開発に着手している。

【普及度合】

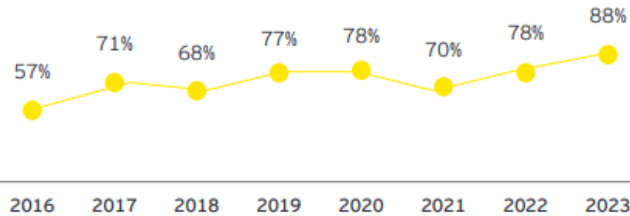
このような企業努力もあり、フィンテックは徐々に身近なものになっている。アーnst・アンド・ヤング（EY）が発表した「EY FinTech Australia Census 2023」報

⁸¹ <https://www.prospa.com/about-us/in-the-news/prospa-lists-on-the-asx>

⁸² <https://courses.cfte.education/ranking-of-largest-fintech-companies/>

告書によれば、オーストラリアの収益化されたフィンテック企業の割合は上昇基調にある。

図表 23：収益化後のフィンテック企業



(出所) アーンスト・アンド・ヤング“EY FinTech Australia Census 2023” より

【セグメント別シェア】

フィンテック企業のセグメント別シェアは、決済・融資・データ解析等が多い。

図表 24：オーストラリアのフィンテック企業のセグメント別シェア

	2023	2022	2021	2020	2019
Payments, wallets and supply chain	33%	38%	43%	30%	21%
Lending	26%	25%	30%	29%	21%
Data, analytics, information management	21%	19%	20%	22%	28%
Business tools	19%	24%	22%	19%	20%
Wealth and investment	19%	24%	17%	18%	31%
Regtech	13%	10%	10%	15%	16%
Digital or Crypto currencies and exchanges	11%	10%	6%	5%	8%
Marketplace-style or peer-to-peer solution	11%	10%	15%	15%	15%
Asset management and trading	10%	11%	10%	10%	13%
Consumer data right	10%	NA	NA	NA	NA

出所：アーンスト・アンド・ヤング “EY FinTech Australia Census 2023” より

【フィンテック・ユニコーン】

2022 年 6 月時点でオーストラリアにはユニコーン（企業価値が 10 億米ドルを超える未上場のテック系スタートアップ企業）が 10 社存在するとされるが⁸³、フィンテック分野では下記の企業がユニコーンになったとみられる。

⁸³ <https://techround.co.uk/startups/top-unicorns-in-australia/>

- ・ **AirWallex**.....クロスボーダーのオンライン決済サービス事業者で、創業から 3 年以内でユニコーンと呼ばれるまでに至った。
- ・ **Judo Bank**.....ユニコーンになった最初のインターネット専門銀行である (2020 年)
- ・ **ZIP**.....BNPL 企業で、AirWallex 同様、キャッシュレス決済とオンライン取引の需要を助長した Covid-19 の影響によるところが大きい)
- ・ **Zeller**.....2020 年 1 月の設立からわずか 2 年でユニコーンステイタスを得た決済サービス事業者 (2022 年 3 月)
- ・ **AfterPay**.....デカコーン (企業価値 100 億米ドルを超えるスタートアップ) になった BNPL サービス事業者。2022 年初に米フィンテック **Block** (2021 年 12 月に **Square** から社名変更) に 279 億ドルで買収された (オーストラリア史上最大規模の M&A)

【フィンテック投資】

2024 年、オーストラリアのフィンテックの投資活動 (VC、PE および M&A) は通年で 21 億豪ドルを超えた。2021 年に上記最大規模の M&A が行われた後は、件数・金額ともに低調となり 2023 年には 8.39 億ドルにとどまったが、2024 年にやや盛り返した。

これは 2024 年下半期に 2 件の大型案件が成立したことが貢献している。1 つ目は、Experian による大手データ・テクノロジー企業 Illion 社の 5 億 4,000 万ドルでの買収であり、2 つ目は Lonesec 社の 1 億 9,700 万ドルでの買収で、筆頭株主である GDG が 100%の株式を取得した⁸⁴。

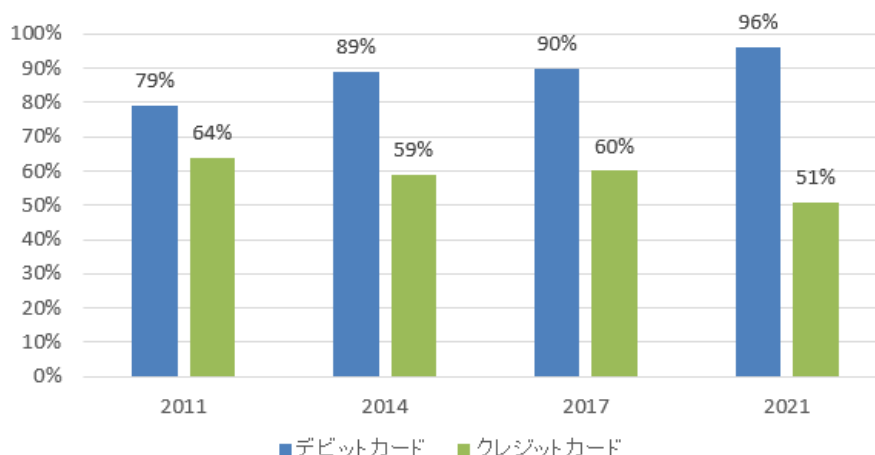
(2) キャッシュレス化の状況

【カード保有率】

世界銀行が行った調査「グローバル・フィンデックス」に基づけば、オーストラリアの 15 歳以上人口のクレジットカード保有率は近年下降気味に推移しており 2021 年時点で 51%となっている。一方、デビットカードの保有率は年々増え続け、その割合は 90%にも及び、2021 年には 96%の高率に達した。クレジットカードの保有率は OECD 加盟国平均 (59%) を下回り、デビットカードは同平均 (87%) を大きく上回っており、デビットカードへの傾斜が世界的趨勢より顕著となっている (図表 25)。

⁸⁴ KPMG “Country insights : Australia” <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/au/pdf/2025/pulse-of-fintech-h2-2024-australia-insights.pdf>

図表 25：デビットカード、クレジットカード保有率の推移（15 歳以上）

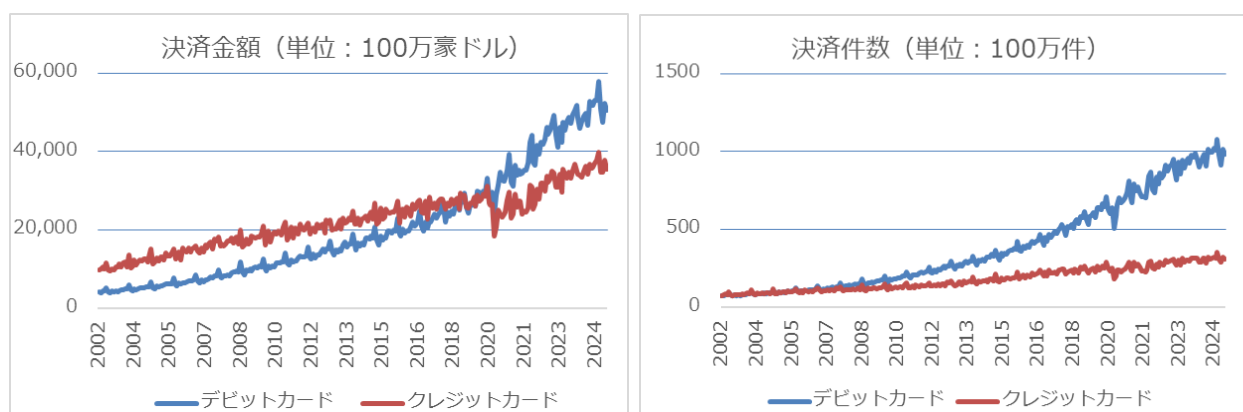


（出所）世界銀行, “The Global Findex Database 2021”を基に作成
<https://www.worldbank.org/en/publication/globalfindex/Data>

クレジットカードの保有率が横ばい状態であることと呼応するように、クレジットカードによる決済金額もデビットカードに比べて伸びが低く、**2018 年末**にデビットカードがクレジットカードを上回った。**2025 年 4 月**の決済額はデビットカードが**505 億豪ドル**、クレジットカードが**355 億豪ドル**であった（図表 26）。決済件数でも**2005 年**にデビットカードがクレジットカードを上回って以降、両者の乖離は拡大の一途を辿り、**2022 年 9 月**時点ではデビットカードが**8.8 億件**、クレジットカードが**2.9 億件**であった（図表 26）。

過去 10 年ほどのカード決済の強い成長はデビットカードの上昇する人気に牽引されたものであり、国際決済銀行（BIS）のデータによれば、豪州の一人当たりデビットカード取引件数は世界でも最高の部類に入る⁸⁵。

図表 26：デビットカード、クレジットカードによる決済金額および決済件数の推移



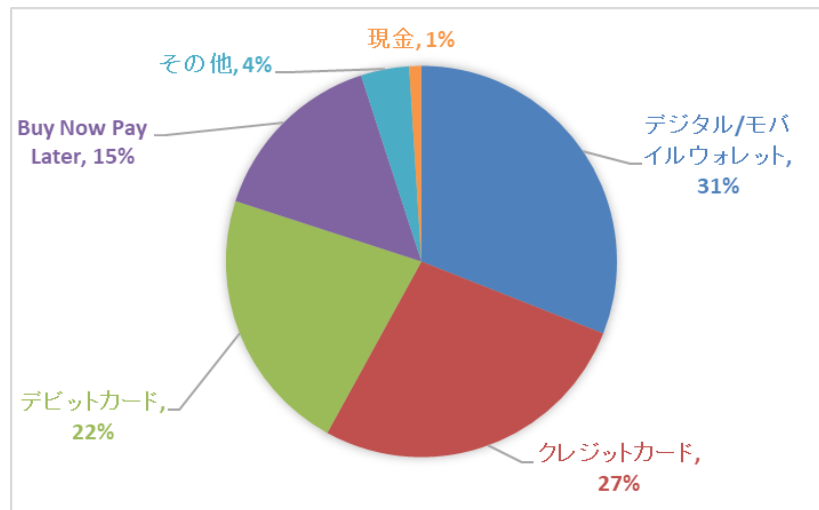
（注 1）各月末値

（注 2）オーストラリアで発行されたカードを使うすべての取引を含む、国外で発行されたカードによる取引を除く
 （出所）オーストラリア準備銀行（RBA）“Payments Data”を基に作成

<https://www.rba.gov.au/payments-and-infrastructure/resources/payments-data.html>

オーストラリアの今後のキャッシュレス化の展望として、Worldpay の THE GLOBAL PAYMENTS REPORT 2024 によると、2023 年の E-コマース決済手段の分布は下記図表 27 のとおりである。PayPal が牽引するデジタルウォレットが急拡大し、クレジットカードを抜いてオンライン決済の首位に立った。オーストラリアのフィンテック・デカコンである AfterPay などに代表される BNPL も上昇し、15%を占めている。

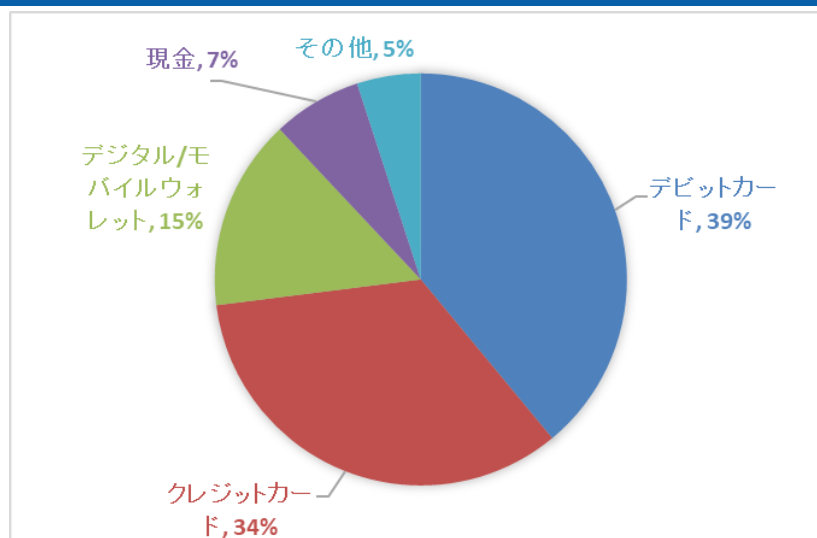
図表 27：オーストラリアの E-コマース決済手段（2023 年）



出所：Worldpay “THE GLOBAL PAYMENTS REPORT 2024”

2023 年の POS での決済手段の分布は下記図表 28 のとおりである。デビットカードが最も利用頻度の高い手段（全取引の 39%）、次いでクレジットカード（34%）となっている。POS 決済ではカードが圧倒的に強く、クレジットとデビットで 73%を占めている。

図表 28：オーストラリアの POS 決済手段（2023 年）



出所：Worldpay “THE GLOBAL PAYMENTS REPORT 2024”

いずれにせよ、現金の使用が急速に縮小するのは確実とみられている。上記 Global Payments Report は、オーストラリアの POS 取引において現金のシェアは 2023 年の 7%から 2027 年までに 5%まで落ちると予想している。一方、デジタルウォレットの

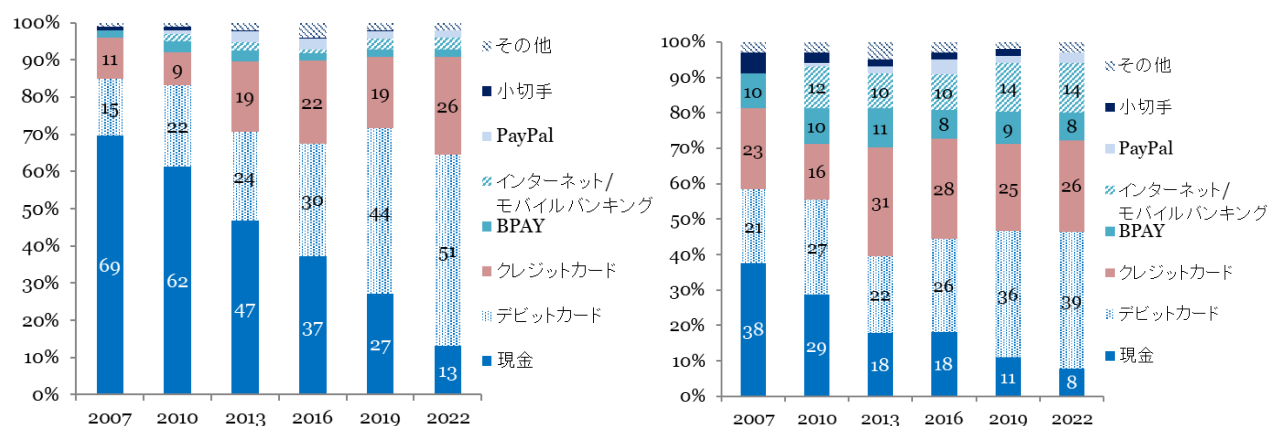
POS 取引額は、2023 年の 15%から 2027 年には 30%へと倍増すると予想されている。2023 年 10 月、オーストラリア準備銀行（RBA）は、1998 年決済システム法に基づきウォレットプロバイダーを規制する法案を提出し、BNPL はクレジットカードと同様に規制されることとなった。

国内の ATM を使った現金引出し金額を見ても、2008 年 12 月の 155 億豪ドルから 2017 年 12 月の 107 億豪ドル、2025 年 4 月の 88 億豪ドルへと減少した⁸⁶。

オーストラリア準備銀行（RBA）が市場調査会社「Roy Morgan」に委託して行った調査によれば、2019 年にデビットカードが決済回数で現金を上回り、最も頻繁に利用されている決済方法となった。決済金額でも 3 割以上を占め、クレジットカードと合わせると決済総額の 6 割超がカード、9 割が非現金決済で行われている。また、モバイル決済の決済額も 2019 年に現金を上回った（図表 29）。特に最近では、レジに備え付けられた読み取り機にカードをかざすだけで決済が可能な非接触

（Contactless）決済機能を具えたクレジットカードやデビットカードの普及が進んでいる。また、店舗販売における全決済数のうち、非接触決済カード・端末での支払いの割合は、2013 年時点が 1 割程度だったが、2022 年時点では 8 割弱まで拡大している⁸⁷。こうした非接触型決済の普及により、少額決済における現金使用がカードに置き換わった。

図表 29：決済方法の内訳（左：決済回数、右：決済金額）



（出所） オーストラリア準備銀行（RBA）“Consumer Payment Behavior in Australia: Evidence from the 2022 Consumer Payments Survey”を基に作成

【キャッシュレス決済普及の背景】

キャッシュレス決済が普及した一つの背景として、少額でもカード支払いを受け付ける店が増えたこと、公共交通機関のカード払いが可能となったこと、タクシーのライドシェアが進んだことなどが挙げられるが、さらに 2020 年からのコロナ禍の拡大が促した消費者の支払い行動の変化で助長された面もある。

⁸⁶ オーストラリア準備銀行（RBA）“Payments Data”

⁸⁷ オーストラリア準備銀行 “Consumer Payment Behavior in Australia: Evidence from the 2022 Consumer Payments Survey”, <https://www.rba.gov.au/publications/rdp/2023/2023-08/full.html> p2

(3) モバイル決済の動向

モバイル決済とは、スマートフォンなどの携帯端末を用いて、財・サービスの購入、送金、請求支払いなどの決済を行う手段で、キャッシュレス決済の一つとして位置づけられる。

【モバイル決済の浸透度】

カード決済においてもモバイルウォレットへのシフトが進んでいる。オーストラリア準備銀行（中央銀行）のデータによると⁸⁸、**2024**年第1四半期のオーストラリアにおいてデビットカード/クレジットカードによる取引総額の**40%**はモバイルウォレットを使って行われた。これは**2**年前（**2022**年第1四半期）の**25%**から**趨勢的に上昇している**。カード別にみると、**2024**年第1四半期においてデビットカードによる取引に占めるモバイルウォレット決済比率は**42%**、クレジットカードでは**34%**となっており、モバイルウォレットを利用する比率はクレジットカードよりデビットカードのほうが高い。

【大手銀行の参入】

2016年4月には、ANZ銀行が他行に先駆けて Apple Pay の提供を発表したほか⁸⁹、2017年2月より投資銀行大手マッコーリー・グループとオランダ大手銀行 ING グループなども Apple Pay をオーストラリア国内で提供するようになった⁹⁰。ANZ 以外の大手3銀行は当局の承認が得られていない状態が続いたものの⁹¹、2019年にいずれの銀行も同サービスの提供を開始した⁹²。また、4大銀行は、スマートフォンに独自のアプリケーションをインストールすることでモバイル決済が可能となるサービスのほか、Google Pay や Samsung Pay といった支払いサービスも提供している。そのなかで CBA のモバイルバンキング（CommBank app）は2020年6月の610万人から21年6月640万人、**25**年6月には**850**万人へと着実に顧客を伸ばし、4大銀行のなかで最大の顧客数を擁する。平均ログイン回数はこの**10**年間で大幅に増加し、**14**年の月間約**15**回から現在では**42**回以上となっている⁹³。CBA は2022年、調査会社2社（Forrester および CANSTSR）からそれぞれ、オーストラリアの**#1 Mobile banking app** および Bank of the Year for Mobile Banking を2021年に続いて受賞している⁹⁴。

前述の通り商品への支払い手段としては、モバイル決済の普及は未熟だが、最近では個人間の送金手段としては活用され始めている。例えば、自分が使用している銀行

⁸⁸ オーストラリア準備銀行 “Payments System Board Annual Report **2024**”

⁸⁹ Sydney Morning Herald, 20 June 2016, “Deposits lift on Apple Pay, says ANZ Bank”
<http://www.smh.com.au/business/banking-and-finance/deposits-lift-on-apple-pay-says-anz-bank-20160617-gplpfs.html>

⁹⁰ ロイター, 2017年3月31日付
<https://jp.reuters.com/article/apple-australia-idJPKBN17207H>

⁹¹ Reuters, 2017年2月13日「豪銀4行、アップルペイ巡る集団交渉方針を修正 当局に許可求める」
<https://jp.reuters.com/article/apple-pay-australia-banks-idJPKBN15SoAI>

⁹² ナショナル・オーストラリア銀行、ウェストパック銀行、コモンウェルス銀行ウェブサイト
https://news.nab.com.au/news_room_posts/apple-pay-arrives-for-nab-customers/
<https://www.commbank.com.au/guidance/newsroom/cba-apple-pay-201901.html>
<https://www.westpac.co.nz/bank-accounts/ways-to-pay/apple-pay/>

⁹³ <https://www.theasianbanker.com/press-releases/digital-engagement-rises-with-new-commbank-app-features>

⁹⁴ CANSTAR “Canstar recognises excellence in mobile and online banking services with its 2022 Digital Banking Awards”, 2 June 2022

Forrester “Australian Mobile Banking Apps Are Put To The Test As Consumers Grapple With A Volatile Economic Climate”, 4 August 2022

に関わらず、スマートフォンに「Beem It」というアプリをインストールし、Visa や Mastercard のデビットカードを登録すれば、個人間での送金や食事の際の割り勘なども簡単に行うことができるようになっている。2018 年 2 月 13 日にスタートした New Payments Platform (NPP) は 24 時間年中無休で即時支払いが可能なシステムで、相手の携帯電話番号やメールアドレス (PayID と呼ばれる) が分かれば口座番号や支店名が不明でも支払いが可能である。4 大銀行や大手外国銀行など 100 以上の金融機関が対応している (2025 年 6 月 30 日時点)。2024 年の取引実績は年間 16 億 3,000 万件、ひと月当たりでは 1 億 4,000 万件、一日平均取引額は 50 億ドル、登録アカウントは 1 億 1,400 万以上、PayID の登録者は 2,500 万以上となっている⁹⁵。

(4) リテール決済に関する法規制

消費者向けの融資やリースについては、National Consumer Credit Protection Act 2009 (NCCP Act) に基づき、オーストラリア証券投資委員会 (ASIC) などが管轄し⁹⁶、決済に関する規制は、Payment Systems (Regulation) Act 1998 に基づき、オーストラリア準備銀行 (RBA) が管轄している⁹⁷。

オーストラリア政府はフィンテックセクターの成長には総じて好意的であるが、フィンテック企業の拡大は、金融業におけるシステミックリスクを増幅させる危険性があることからフィンテックにも当局による様々な規制が加えられている。フィンテックに固有のライセンスは存在しないが金融サービスに従事するフィンテック企業に適用される規制の枠組みは、銀行、金融サービス、消費者信用、消費者保護、データ & プライバシー、決済 & マネーロンダリング防止及びテロ資金対策等々多岐にわたる。規制上の義務としてライセンス・登録の義務、行動上の義務、情報開示義務等がある⁹⁸。

オーストラリアで金融サービスを営むフィンテックはまず金融サービスライセンス (AFSL) の取得ないしは (regulatory sandbox 等で) 明示的に免除されていることが必須である。消費者信用を営むフィンテックは Australian credit licence (ACL) 制度が適用される。消費者信用事業は国家消費者信用保護法 (2009 年) の下で ASIC が管轄する。信用情報サービスには 1988 年のプライバシー法の規制をのもになる。大半の金融サービス事業はマネーロンダリング防止及びテロ資金対策法 (2006 年) のもとで所定の義務を負う。同法は 2018 年、仮想通貨交換サービスの企業にも適用されることとなった。

現金での決済について、オーストラリア政府は 2018/19 年度予算案の中で、1 万豪ドルを超える財・サービスへの支払いにおいて、現金での決済を禁止する法案を発表した。正式には Currency (Restrictions on the Use of Cash) Bill 2019 と呼ばれるこの法案は、1 万豪ドルの上限を上回る支払いは、クレジットカードやデビットカードなどの電子決済、もしくは小切手で行う必要があることを定め、違反者には収監・罰金などの罰則を科す。この規制は、税逃れやマネーロンダリングなど政府がブラックエコノミーと呼ぶ犯罪行為の取り締まりを狙いとしているが、個人や企業のキャッシュレス化の後押しとなるとの意見も出ている⁹⁹。議会を通過すれば 2020 年 1 月に発効する

⁹⁵ <https://www.auspayplus.com.au/solutions/npp>

⁹⁶ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2009A00134>

⁹⁷ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2004A00318>

⁹⁸ The Law Reviews “Financial Technology Law Review 4th edition: Australia”, April 2022

⁹⁹ “Paying more than \$10,000 in cash could make you a criminal under proposed law”, Aug. 20, 2019 (ABC ウェブサイト、[https://www.abc.net.au/news/2019-08-20/transacting-\\$10,000-or-more-in-cash-could-make-you-a-criminal/11429230](https://www.abc.net.au/news/2019-08-20/transacting-$10,000-or-more-in-cash-could-make-you-a-criminal/11429230))

予定であったが、19 年 10 月に下院は通過したものの、2020 年末に上院が全会一致で正式に廃案とした。

その他のリテール金融における規制については、オーストラリアでは、2013 年ごろからの住宅価格上昇に伴い、家計債務の増加が問題視されており、最近では住宅ローンの抑制策が打たれてきた。2014 年には APRA は金融機関に住宅投資向けローンの伸び率が前年比 10%を超えないよう通達を行った。また、一定期間は利息支払いのみを返済するインタレストオンリー（IO）ローンが増加していたことから、2017 年 3 月には ASIC は、認可預金受入機関（ADIs）に対して、新規住宅ローンに占める IO ローンの割合が 30%を超えないよう求めた¹⁰⁰。主要銀行も IO ローンの貸出金利の引き上げを行った。住宅価格の上昇が一服したことから 2018 年 4 月には APRA が実施した住宅の投資向けローンの貸出キャップを、2018 年 12 月には IO ローンの貸付上限を廃止した¹⁰¹。

2020 年以降はコロナ禍による金融緩和により住宅価格も上昇傾向となった。政策金利の急速な引上げに伴って住宅価格は一時落ち着いたものの、再び上昇基調となり 2022 年に最高値を付けた後は伸び率が鈍化している。住宅ローン金利は、2024 年下期に 6.1%と過去最高水準となったが、その後の利下げ転換から住宅ローンも金利低下に転じている¹⁰²。政策金利は年末にかけて更に緩和される見込みであり、金利低下に伴い住宅購入意欲も高まる可能性がある¹⁰³。

(5) 顧客データを活用したビジネス動向

2018 年 5 月にオーストラリア政府は、個人に金融サービスの利用情報を管理する権利を与える制度「オープン・バンキング」を導入すると発表した¹⁰⁴。この制度が導入されることにより、利用者の合意の上で、金融機関、金融商品の比較サイト、フィンテック企業などで個人情報の共有が可能となった¹⁰⁵。

オーストラリア議会は 2019 年 8 月 1 日に消費者データ権（Consumer Data Right, CDR）に関する法案を可決した。消費者データ権とは、企業が保有する個人情報へ安全にアクセスする権利を消費者に付与するもので、目的に応じて自身の情報を第三者へ提供することも選択できる。これにより、第三者が銀行などから取得した情報に基づき、消費者のニーズに沿って製品やサービスをカスタマイズすることが可能となる。市場競争の促進とともに、データ活用による新たなビジネスの創出が期待される。消費者は自身の消費行動データを、分析・比較ツールを提供する第三者へ提供することで、より自分に合ったサービスを選択することが可能となる。支出傾向に基づく節約アドバイスやローンの最適化提案など、パーソナライズされた金融サービスを受けることができるようになる。また、データへのアクセスが向上することによって、新規事業者の参入障壁を減らすとともに、支出行動分析などのデータを活用した

¹⁰⁰ APRA ウェブサイト、<https://www.apra.gov.au/media-centre/media-releases/apra-announces-further-measures-reinforce-sound-residential-mortgage>

¹⁰¹ ガーディアン紙ウェブサイト <https://www.theguardian.com/australia-news/2018/dec/19/bank-watchdog-lifts-restrictions-on-interest-only-loans-as-house-prices-fall>

¹⁰² RBA ウェブサイト統計データ <https://www.rba.gov.au/statistics/tables/>

¹⁰³ KPMG ウェブサイト <https://kpmg.com/au/en/home/media/press-releases/2025/01/house-and-unit-prices-to-rise-in-2025.html>

¹⁰⁴ オーストラリア財務省ウェブサイト、<https://treasury.gov.au/publication/p2018-t286983>

¹⁰⁵ KPMG ウェブサイト <https://home.kpmg/au/en/home/insights/2019/03/open-banking-customer-strategic-opportunities.html>

新しいサービスの提供や、財務管理や会計ソフトウェアなどの既存サービスの改善が期待される¹⁰⁶。

CDR の導入は、主要 4 銀行を中心に段階的に行われた。まずはクレジットカード、デビットカード、預金口座、取引口座のデータへ、その後 2020 年 2 月までに住宅ローンのデータへ、第三者がアクセスすることを可能にする予定だ。その他の銀行は 1 年遅れで対応する。続いてエネルギー業界、電気通信業界が導入する予定であった。

しかしオーストラリア自由競争・消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission, ACCC）が「CDR にかかわるシステムのさらなる確認が必要」と判断したため、実施が 2020 年 7 月まで先送りされることが決定した。CDR 実施の先送りはこれが 2 度目である。

その後、まず 4 大銀行の顧客が 2020 年 7 月から預金口座取引データ、続いて 2020 年 11 月から住宅ローン、パーソナルローンデータの共有が可能になり、4 大銀行でオープン・バンキング開始となった。情報共有が容易となることで、利用者は、複数機関のクレジットカードや住宅ローンといった金融商品の契約状況をオンラインで一括して確認することができるほか、金融商品のプランを銀行間で比較し、必要に応じて契約内容を変更することも可能となる。1 年遅れて 2021 年 7 月と 11 月にその他銀行の顧客にも同様の制度適用が開始された¹⁰⁷。

続いて 2022 年 10 月から一部エネルギーセクターで顧客データの共有が開始されたが、通信セクターにおいては 2026 年以降に開始となる見込みである。さらに銀行以外の保険や年金（スーパーアニュエーション）においても CDR の適用を拡大する方向で検討されている。

(6) リテール金融機関の顧客接点における DX

コロナ禍の拡大で決済のオンライン化・コンタクトレスが急進展し、消費者が ATM、店舗から仮想チャンネルに向かうようになり、銀行店舗、ATM の閉鎖・撤去が加速した。2017 年 6 月に 13,814 台あった ADIs の ATM は 2024 年 6 月には 5,476 台へと 40%減少した。同じく ADIs の支店数は 5,694 から 3,360 へと 60%減少した（図表 30）。コロナ禍以前より支店閉鎖、ATM 撤去は明白になっていたが、コロナ禍の拡大によってキャッシュ離れが加速された。

図表 30：オーストラリア認可預金受入機関（ADIs）の ATM 設置台数及び支店数の推移

	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
ATM 台数	13,814	12,639	11,560	9,621	7,757	6,411	5,693	5,476
支店数	5,694	5,485	4,975	4,769	4,323	4,012	3,590	3,360

出所：APRA, “Authorized deposit-taking institutions’ points of presence statistics Jun-24”, 16 October 2024

銀行は、支店を閉鎖、ATM を撤去する一方で、DX への取り組みを進めている。銀行が進めている DX に関してここでは 4 大銀行のうち、CBA の事例を採り上げる。

¹⁰⁶ ジェトロ「消費者データ権関連法案を可決、オープン・バンキングの実現目指す」2019 年 08 月 30 日

¹⁰⁷ “Rollout – Consumer Data right” <https://www.cdr.gov.au/rollou>

CBA は、2021 年 11 月、シリコンバレーに本拠を置く、人工知能（AI）のグローバルリーダーである H2O.ai と専属的なパートナーシップを締結、1 億米ドルを投じて H2O.ai のマイノリティシェアを取得した。この協定で、CBA はマス・データの分析、不正のパターンの検知、消費者行動に関する知見の獲得を可能にするツールと人材の提供を受け、もって顧客ニーズに適合した銀行経営をさらに進め、AI 開発の最前線にとどまりたいという CBA の戦略に沿った動きといわれる。

CBA の中核的デジタルイニシアチブは、800 万人超の顧客が利用する CommBank app¹⁰⁸ である。このアプリは、強力な機械学習をベースにした Customer Engagement Engine に支えられている。これで膨大なデータをリアルタイムで分析することが可能になる。

このアプリは、各種料金支払期日が到来した、口座で不審な動きが見られた、特定の支出が通常と異なる時期に行われた、同一料金の 2 度払いが発生した等々を顧客に逐一通知してくれる。

また、子供向けのお金学習アプリ Kit を提供しており、ユーザーは家事でお小遣い稼ぎをしたり、お金についての会話が增えたりし、金融知識が増えたと報告されている。金融詐欺を見破る方法など、コンテンツの拡充が図られている¹⁰⁹。

(7) インターネット専門銀行

オーストラリアでは、インターネット専門銀行の誕生に向けて相次ぐ法規制の変更が 2018 年 5 月に施行された。インターネット専門銀行とは、ネット銀行とも呼ばれ、原則として実店舗を保有せず、スマートフォン等の通信端末を介した金融サービス提供に特化したデジタル銀行である

オーストラリアの銀行業界は、第 3 章で既述したように、4 大銀行が寡占的な位置を占め、資本要件その他の規制で歴史的に他の機関がライセンスを取得するのが難しいという時代が続いた。そのような環境で 2017 年、4 大銀行をはじめとする金融機関の不正行為が明らかになり、同年 12 月、調査のための王立委員会が設立された。

その過程で APRA は 2018 年 5 月、重度に集中した銀行セクターにおいて、4 大銀行への挑戦を通じて競争増大を促すという政府の目論見に沿って、参入障壁を低くするため、ADI ライセンス取得の新たなルールである制限付き認可預金受入機関

(Restricted ADI, RADI) を導入した¹¹⁰。新たに創設されたライセンス取得ルートでは、正式な ADI ライセンス取得を目指す企業は、2 年間 Restricted ADI ライセンスを付与され、その間本格的な銀行業務を始めるために必要な健全性フレームワークを満たし、リソースと機能の構築を進める。2 年間の付与期間中に健全性フレームワークを満たすことが出来なかった場合は、銀行業界から撤退する必要がある¹¹¹。すなわち、制約はあるが負担の少ない「仮免許」で銀行経営を行うことが認められる。その結果、4 つのネット銀行が、このルール変更に伴って誕生した。それが、Judo Bank、Volt Bank、Xinja Bank、86400 である。

ネット銀行は、当局から銀行免許を取得して金融サービスを提供するチャレンジ

¹⁰⁸ <https://www.commbank.com.au/digital-banking/commbank-app.html>

¹⁰⁹ <https://www.commbank.com.au/articles/newsroom/2023/11/reimagining-banking.html>

¹¹⁰ <https://www.apra.gov.au/news-and-publications/apra-finalises-new-restricted-authorised-deposit-taking-institution-licensing>

¹¹¹ “Information paper: ADI licensing: Restricted ADI Framework”, <https://www.apra.gov.au/sites/default/files/information-paper-adi-licensing-restricted-adi-framework-20180504.pdf>

ャーバンクと自らはライセンスを持たず提携銀行の免許を利用してサービスを行うネオバンクに大別される。オーストラリアの上記 4 行はいずれもチャレンジャーバンクである。

【2020 年からの苦境】

コロナ禍の拡大がオーストラリアで住宅ローン需要増大の引き金を引いたが、テレワークへのシフトも既存銀行のデジタル化レースに拍車をかけた（融資承認までの時間短縮、ネット銀行の競争上のアドバンテージの浸食等）。コロナ禍によってネット銀行の収縮が始まったといわれる。住宅ローン需要が拡大して既存銀行がデジタルアプローチを強化したとき、ネット銀行は自らのデジタル競争優位を失い、住宅ローンで獲得した収益も打撃を受けた。さらに、より厳格になった銀行参入要件（後述）と相俟って、国内のネット銀行の存在感は低下していくのではないかと予想された。

【ネット銀行の相次ぐ破綻】

先に触れたネット銀行 4 行は撤退が続き、現在も銀行ビジネスを継続しているのは Judo Bank のみとなった。

① 【Volt Bank】

シドニーをベースとする Volt Bank は、2018 年 5 月にオーストラリアで最初の RADI、2019 年 1 月に ADI ライセンスを取得している。完全オンライン型で、一時は 1 億豪ドル超の預金と 8,000 万豪ドルの住宅ローン残高を有していた。しかし、22 年 6 月、2 億豪ドルの資金調達失敗を理由に廃業すると発表。Volt の破綻は、2018 年の金融業の不正調査を契機として銀行業への新規参入ルールの緩和によって政府が進めてきたビジネスモデルへの打撃となる。

② 【86400】

2019 年 7 月に ADI ライセンスを取得。2021 年 2 月、NAB（National Australia Bank）が 86400 を 2 億 2,000 万豪ドルで買収することを発表した。NAB は自社の子会社であるデジタル専門銀行 Ubank のサービス強化のため、86400 と Ubank を統合した。86400 には 2021 年 1 月中旬時点で 85,000 超の顧客、3 億 7,500 万豪ドルの預金があった。ちなみに、86400 の名称は 1 日 24 時間が 86,400 秒であることに由来する。

③ 【Xinja】

2019 年 9 月に ADI ライセンスを取得したが、約 1 年後の 2020 年 12 月にライセンスを返還し銀行業から撤退すると発表し、47,000 超の口座閉鎖と 5 億豪ドル超の預金返還を 2021 年 1 月に完了した¹¹²。Xinja は Covid-19 によって資金調達が困難になったことを理由として挙げているほか、高い預金金利を補う貸付商品を提供していなかったことも指摘されている¹¹³。

④ 【Judo Bank】

Judo は 2019 年 4 月に APRA から ADI ライセンスを取得した。大手銀行が等閑視してきたオーストラリアの中小企業を直接的にターゲットとするネット銀行である。2020 年 5 月、Judo Bank は 2.3 億豪ドルの資本調達を発表した。

¹¹² <https://xinja.com.au/press/2021/media-release-xinja-successfully-completes-return-of-deposits/>

¹¹³ Reuters, <https://jp.reuters.com/article/xinja-bank-australia/australias-xinja-bank-to-give-up-banking-license-return-deposits-idUKL1N2IV2WB>

これによって企業価値は10億ドルを超え、ネット銀行で最初のユニコーン誕生となった。

【参入要件厳格化】

2021年8月、APRAがネット銀行に関してより厳格な参入スタンダードを発表した。さらに、Xinjaの失敗の再現を回避するため、金融ストレスに対するコンテンツ・プランの作成（出口プランも含めて）も必要とされた。APRAによる要件の厳格化は多くのネット銀行のオペレーションを遅らせることになるが、これから開業するネット銀行は破綻の可能性は低くなるということもできる。

(8) デジタル通貨導入に向けた動き

オーストラリアにおいて暗号資産がどの程度受容されているかの数値を最初に概観しておく。

暗号資産は決済手段の一つとして（オンライン・オフラインを問わず）オーストラリアの経済界に広く受容されている。しかし、成長の余地はまだ大きく暗号資産への態勢が完全に整ったとは言い難い¹¹⁴。

ブロックチェーン調査会社 Chainalysis が毎年発表する **Global Crypto Adoption Index 2024** 年版によると、暗号資産採用指数の上位20カ国のうち7カ国が中央・南アジア・オセアニア（CSAO）に属している。オーストラリアは世界151カ国中39位、CSAO地域では30カ国中4位であった¹¹⁵。

銀行の取り組みについては、オーストラリアでこの市場に参入する計画を最初に表明したのは、コモンウェルス銀行（CBA）であった。同銀行は2021年11月、暗号資産の売買や保管ができる機能をモバイル・アプリ Commbank で提供開始すると発表した。公式発表によると、銀行がこうしたサービスを提供するのはオーストラリア初であるという。まず試験的運用を行い、ビットコイン（BTC）、イーサリアム（ETH）、ビットコインキャッシュ（BCH）、ライトコイン（LTC）などを含む10銘柄を提供する予定とされた。しかし、2022年5月になってCBAは、前年11月にパイロット版としてリリースした暗号資産の売買・保管のサービス提供を停止した。政府によるルール化の遅れ、規制面の明確性の欠如を理由に中断したということである。

【政府による規制の動き】

オーストラリアではかねて暗号資産規制の早期策定が望まれており、証券取引委員会（ASIC）も、2021年後半に個人投資家の44%が暗号資産を保有していたという調査結果から、暗号資産関連の包括的な規制が必要であるとのコメントを出しており、2021年から暗号資産規制の明確化に本腰を入れる動きが見られた。

暗号資産セクターは、日々新しい商品が導入され、前例のないスピードで前進している。オーストラリア政府はこのスピードに対応できていないものの、暗号産業に規制を設定する必要性は認識している。現時点で、暗号資産の取引・投資にかかる明確な法的枠組みはない。しかし、政府は暗号資産をひとつのアセットクラスとして区別する法律を制定すると予想されている¹¹⁶。

¹¹⁴ Wales 247 “Crypto Acceptance Across The World in 2022: Australia, El Salvador and The UK”, January 26, 2022

¹¹⁵ <https://www.chainalysis.com/wp-content/uploads/2024/10/the-2024-geography-of-crypto-report-release.pdf>

¹¹⁶ Crypto Adoption Statistics, 2022年10月

2021年12月、オーストラリア金融取引報告・分析センター（AUSTRAC）が「デジタル通貨の犯罪利用を防止する」と題し、暗号資産を利用した金融犯罪防止に対するガイドラインを発表した。AUSTRACは連邦政府の金融情報監視機関で、マネーロンダリング及びテロ資金供与防止の規制責任を負う。AUSTRACは、金融サービスを提供する事業者に対し、マネーロンダリング及びテロ資金供与対策プログラムの一環として、適切なリスクベースのシステムと管理体制の導入を呼びかけている。

2022年3月、財務省は、暗号資産サービス事業者に対するライセンス制度およびカストディ要件に関する諮問文書を発表。5月27日まで、業界や一般からのフィードバックを募集。諮問文書の公開と意見募集は、オーストラリア政府による仮想通貨の規制明確化のための第一段階に位置づけられている。財務大臣は21年12月、包括的な決済システム改革の一環として、暗号資産ライセンス制度の導入を示唆。業界との協議を開始する意向を明らかにしていた。

4月になってAPRAが、①暗号資産に関するリスク管理目標および②2025年までの政策ロードマップを発表した。APRAは今後、オーストラリアで暗号資産の活動規模が拡大すると予想しており、リスク管理が重要になると見込んでいる。予想されるさまざまなリスクのなかでも、オペレーショナルリスクには詐欺、サイバー行動、資金洗浄・テロ資金供与、技術に関するリスクが含まれるとして、特に重要視している。

世界中で消費者保護の名目で、デジタル資産を監視・コントロールするための取り組みが急速に広がっているなか、5月の（保守連合から労働党への）政権交代のあと、8月22日に新政府は新しい暗号資産規制の体系を発表した。財務相は声明の中で、「財務省は2022年、暗号資産や関連するサービスの規制方法を決定するのに役立つトークン・マッピング¹¹⁷を優先事項としていく」と言明、暗号資産規制に先立ち、国内の暗号資産保有量について棚卸を行うと発表した。どの暗号資産をどのように規制するかを特定する第一歩の取り組みとして、国内で保有されているデジタル通貨の種類と用途を目録化する「トークン・マッピング」を実施するというものである。

2025年3月に財務省が発表した白書¹¹⁸において、金融システムの近代化に向けたより広範な取り組みの一環として、現実資産（RWA）のトークン化、中央銀行デジタル通貨（CBDC）、分散型金融（DeFi）を採用するとした。財務省・ASIC・中央銀行は、ホールセール向けトークン市場での取引決済にステーブルコインを含むトークン化された通貨を使用するパイロット試験を開始した。トークン化された資産の市場は、自動化の向上、決済リスクの低減、複数の金融仲介機関への依存度の低減、取引プロセスの簡素化、取引コストの削減、流動性の低い資産への幅広いアクセス提供が可能になる可能性があるとしている。

Digital Asset Platforms（DAP）制度において、暗号資産取引所のライセンス構造も提示されている。DAP運営者は、自己資本比率や情報開示要件などの金融サービス義務を満たす必要があり、また顧客資産の保管には第三者機関のカストディアンを利用することが求められる。政府はDAPライセンス制度を通じて、デバンキング（銀行口座強制解約）に対する業界の懸念に対処する計画も立てており、これによ

¹¹⁷ 規制の対象とする暗号資産を特定するため、国内で保有されている仮想通貨の目録を作成すると発表した。世界で初めての試みという。「トークン・マッピング」と呼ばれる作業で、国内で保有されている仮想通貨のタイプや用途を把握する。同相は「仮想通貨に関わる顧客が適切な情報を得て保護されているかを確認する必要がある」と表明。具体的にどのような規制を計画しているかは明らかにしなかったが、目録の作成が改革の第一歩になると述べた。

¹¹⁸ <https://treasury.gov.au/sites/default/files/2025-03/p2025-628504-s.pdf>

って銀行パートナーがリスク管理により適切に関与することが可能になるとしている。

【中銀デジタル通貨（CBDC）】

最後に、中央銀行デジタル通貨（Central Bank Digital Currency : CBDC）導入に向けた直近の動きについて整理しておく。

従来、中央銀行は CBDC について「従来の金融システムへ潜在的な影響をもたらす」として、その発行に関しては懐疑的あるいは慎重な姿勢を取っていたが、2020 年 11 月 2 日に CBDC の可能性とその発行の意味を探索プロジェクトを立ち上げたことを発表して、CBDC へのスタンスを急変させた。

中央銀行は、2022 年 8 月 9 日、CBDC の導入に関してデジタル金融協同研究センター（DFCRC）と共同で 1 年間の研究プロジェクト（ユースケースの調査）を開始すると発表した。

続いて 9 月 26 日、DFCRC と共同で制作した、CBDC パイロット・プロジェクトを実施するための計画（その目的やアプローチ等）をまとめた白書“**Australian CBDC Pilot for Digital Finance Innovation**”を発行、今後のタイムライン（図表 31）を提示するとともに産業界の参加者に経済的・社会的利点のあるユースケースの提出を呼び掛けた。

選定された 10～12 のユースケース・プロバイダーから提出されるユースケースは、23 年 1～4 月にかけて稼働する予定の CBDC パイロットに先がけて、22 年 12 月末に発表される。

このプロジェクトの主な目的は、オーストラリアの CBDC の革新的なビジネスモデル、ユースケース、利点、リスク、および運用モデルを特定して理解することにある。中央銀行はユースケースを精査し、このプロジェクトを「CBDC に関する技術的、法的、規制論の理解を深める機会」と捉えている。

白書では必ずしも CBDC の発行を明示的に保証するものではなく、すべては実験に過ぎないと位置付けられているが、DFCRC の CEO は「CBDC はもはや技術的フィージビリティの問題ではない、リサーチの革新的課題は今やどれだけの経済的恩恵を CBDC はもたらすか、そしてその恩恵を極大化するためにはどうデザインするべきか」と述べている。

図表 31：CBDC プロジェクト・タイムライン

	作業内容	予定時期
1	プロジェクトを説明し、ユースケースの提出を募集するホワイトペーパーの発行	2022 年 9 月
2	CBDC パイロットのデザインと用途に関する産業界との engage	2022 年 9 月～10 月
3	産業界（金融機関、フィンテック、公的機関、テックプロバイダー等）からの関心表明を受け取る期限（ユースケースの提出期限）	2022 年 10 月 31 日
4	選定された参加者が CBDC プラットフォーム上でユースケースを試験運用するのを可能にする	2022 年 11 月
5	CBDC パイロットで使われる、選択されたユースケースの発表	2022 年 12 月
6	CBDC パイロットを実施し、選択されたユースケースを運用する（23 年 1 月：パイロット・プロジェクトがスタート）	2023 年 1 月～4 月

7	CBDC パイロットプラットフォームの閉鎖	2023 年 4 月
8	(6 が完了すると) 成果・結果等を記載したレポートを公開	2023 年年央

出所：CBDC 白書 “Australian CBDC Pilot for Digital Finance Innovation”, September 2022

2023 年 8 月には結果報告書が公表された。RBA が発行した限定的なパイロット CBDC を用いて、選定された参加者が革新的な決済・清算サービスを実証実験するものであった。ユースケースには、トークン化資産の決済、スマートコントラクトによる支払い、クロスボーダー送金などが含まれた。代表的なユースケースでは、トークン化資産（不動産・債券・商品など）の即時決済やスマートコントラクト、小売決済での手数料削減と即時決済などであった。金融システムと経済への潜在的なメリットが確認された一方で、スマートコントラクトの法的整合性やセキュリティ／プライバシー保護の観点、リスク管理や心理的障壁などの課題も浮き彫りとなった。RBA は、今後の研究でトークン化資産市場やプログラム可能な支払いの役割を深掘りする方針を示し、次の実証実験（Project Acacia）へ繋げることにした。

2024 年 9 月には財務省と RBA が共同報告書を公表し、CBDC とデジタルマネーの将来に関する現状整理と 3 年間のロードマップを示した。また、リテール型 CBDC よりもホールセール型 CBDC に重点を置く方針とし、ホールセール型 CBDC を、既存の金融インフラの進化形として、決済の安定性と効率性を高める手段と位置づけた。RBA は、3 年間の応用研究プログラムを開始し、ホールセール型 CBDC とトークン化銀行預金に関する新プロジェクトを立ち上げることにした（図表 32）。

図表 32：CBDC プロジェクト・アカシア ロードマップ

イニシアチブ	内容	予定時期
プロジェクト・アカシア	トークン化された資産市場と新しい決済のホールセール型 CBDC の透明性・効率性を評価する	2024 年上半期～ 2025 年上半期
学術 CBDC アドバイザリーフォーラム	主要ステークホルダーから意見を収集するアドバイザリーフォーラムを立ち上げる	2025 年上半期～
強化された規制サンドボックス	金融イノベーションのための強化された規制サンドボックスの改革を支援する	2025 年～
リテール CBDC への一般の関与	リテール CBDC に関する一般市民との審議ワークショップを含む	2025 年上半期～ 2026 年
リテール CBDC に関する考慮事項の論文	国際比較を含めて、リテール CBDC のメリットと設計上の問題点を再評価する	2026 年～2027 年

出所：RBA “Financial Innovation and the Future of CBDC in Australia”

<https://www.rba.gov.au/speeches/2024/sp-ag-2024-09-18.html>

2025 年 5 月には、実証実験の結果報告書が発表された。16 のユースケースが選定され、実験には以下の 4 つのブロックチェーンネットワーク（Ethereum・Quorum・R3 Corda・Hedera）が参加した。不動産開発契約金の自動決済、ESG 関連債券の発行・決済、金取引の CBDC 決済、保険金のスマートコントラクトなどのテストが行われた。2025 年後半には、最終報告書が公開される予定である。

2. 郵便局金融を含めた金融包摂

(1) 格差に関する社会情勢・国民意識とそれらを背景とした格差是正政策

【デジタルデバイドの状況】

オーストラリア最大のマイクロファイナンス機関である Good Shepherd Microfinance は、オーストラリアでは成人の 17%が金融排除の状態にあり、300 万人が借り入れ、取引口座、保険といった金融サービスを受けられない状況にあると指摘している¹¹⁹。

Australian Digital Inclusion Index 2023 によると、特に 75 歳以上の高齢者が最もデジタル排除されている年齢層である¹²⁰。2023 年の全国指数スコアは 73.2 と、2021 年のスコア 71.1 から 2.1 ポイント上昇した。大都市圏と地域のギャップは、2021 年の 5.5 から 2023 年には 5.0（大都市圏の 74.8 に対して地方は 69.8）に縮小したものの、先住民と非先住民の間では 7.5 ポイントの差があり、特に地方においてデジタルギャップが広がっていると指摘された。

スコアが 45 未満（高度排除者）の人数は、2021 年の 10.6%から 2023 年には 9.4%に減少し、スコアが 45～61 未満（排除者）の人数も、2021 年の 16.6%から 2023 年には 14.2%に減少したものの、国民の 1/4 を占める。高度除外者の特徴は、障害のある人（24.5%）、公営住宅に住んでいる人（28.2%）、中等学校を卒業していない人（32.5%）、75 歳以上（42.3%）である。

デジタル排除はデジタル能力の格差によってさらに悪化する可能性があるとは指摘されており、デジタル能力スコアは、雇用者と失業者、大学卒と中等学校を卒業していない人、若年層と高齢者、低所得者と高所得者の間で大きな格差がある。デジタル能力の格差は、インターネットの利用率とも関係があるとされた。

拡大する社会格差の問題に関していくつかの調査レポートがある。

① HILDA サーベイ

メルボルン大学メルボルン応用経済・社会調査研究所が 2001 年から毎年実施している Household, Income and Labour Dynamics in Australia (HILDA) Survey¹²¹という調査レポートがある。2018 年版で初めて金融リテラシーを採り上げた。

基本的な金融の質問にどれだけ正答できるかを調査したもので、全問正答は 42%しかない。全問正答が男性は 50%に対し女性は 35%。金融リテラシーにおける大きなジェンダー・デバイドが浮き彫りになった。低い金融リテラシーのダウンサイドとして、HILDA レポートは貯蓄能力の低さを指摘している。金融リテラシーの最も低いグループについては、緊急時に 3,000 豪ドルを工面できないと回答する者の割合が 44%と高い（リテラシーの最も高いグループでは 12%）。

また、2022 年版で初めてファイナンシャルウェルビーイング（FWB）を取り上げた。FWB 平均スコアは、100 点満点で 60.6 点、中央値は 65 点であった。男性（61.3）は、女性（60.0）よりもわずかに高く、高齢になるほど高くなる（55 歳以上 65.3、15～34 歳 57.5）。失業者（45.9）は、就労者（62.1）に比べてはるかに低く、貯蓄習慣のない人は 39.6 と低い（貯蓄する人は 68.7）。教育と経済的幸福度の間には正の相関関係があり、高

¹¹⁹ Good Shepherd Microfinance “GSANZ2503-GSANZ-Year-in-Review”
<https://goodshepherdmicrofinance.org.au/>

¹²⁰ ADII “Australian Digital Inclusion Index 2023”

<https://www.digitalinclusionindex.org.au/#> 調査時期：2022 年 6 月～12 月、サンプル数：5,132 人

¹²¹ <https://melbourneinstitute.unimelb.edu.au/hilda/publications/hilda-statistical-reports/past-reports>

等教育を受けた人ほど高く、金融リテラシースコア（Big5 の正答率）が高い人ほど高いことが報告された。

② ニュー・サウス・ウェールズ大学と社会サービスカウンスル（ACOSS）の共同リサーチレポート¹²²

オーストラリアは一人当たり GDP が 6 万ドルを超える豊かな国であるが、コロナ禍の期間における家計の富の上昇の 69% は 2021 年の 1 年で 22% 上昇した住宅不動産価格に由来するもの。これは過去 35 年で最大の年間値上がり幅で、住宅価格の急上昇が富の分配の不平等を悪化させた¹²³。

所得上位 10% の世帯は、税引後平均 5,248 ドルの所得があり、中間 20%（1,989 ドル）の 2.5 倍以上、最低 20%（794 ドル）の 6 倍にあたる。所得格差の主な原因は、労働時間と時給の不平等によるものである。低所得層の特徴は、失業者、ひとり親、主な収入源が女性である家庭、非英語圏からの移民が該当する。

また、富の半分は上位 10% の世帯が保有しており、平均 520 万ドルと下位 60% の 15 倍（世帯あたり 343,000 ドル）の資産を持つ。65 歳以上の世帯（158 万ドル）は、中年世帯（126 万ドル）より 25% 高く、35 歳未満世帯（41 万ドル）の 4 倍にあたる¹²⁴。

(2) 金融包摂政策

【政府のイニシアチブ】

① 金融包摂行動計画（Financial Inclusion Action Plan : FIAP）

オーストラリア政府は 2015 年に G20 金融包摂行動計画（G20 Financial Inclusion Action Plan）や国連の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）に合意し、金融包摂に向けた取り組みを行っている。この一環として、オーストラリア政府は Good Shepherd Microfinance の協力のもと金融包摂行動計画（Financial Inclusion Action Plan , FIAP）プログラムを始動した¹²⁵。

FIAP は、銀行など他の機関とともに、全ての人が金融包摂の恩恵を受けることができる環境作りを目指している。金融包摂完了までの道筋（ロードマップ）を「①基礎作り（Establish & Engage）」、「②金融包摂に向けた不可欠要素の確立（Critical Mass）」、「③地方への拡大（Community-led）」、「④金融包摂の常態化（embedded in society）」の 4 つのフェーズに分け、フェーズごとに参加企業や金融包摂の恩恵を受ける人数の目標を掲げ、その目標達成に必要な取り組みを設定している（図表 32）¹²⁶。参加組織（FIAP Trailblazer）には、金融サービス、ユーティリティ、政府、教育・司法・社会サービス関係者等を含む。フェーズ 1 には 30 の Trailblazer が参加した。

¹²² <https://povertyandinequality.acoss.org.au/>

¹²³ <https://povertyandinequality.acoss.org.au/inequality/the-wealth-paradox-wealth-inequality-and-the-housing-crisis/>

¹²⁴ https://povertyandinequality.acoss.org.au/wp-content/uploads/2024/04/Inequality-Report-2024_who-is-affected-and-how.pdf

¹²⁵ About FIAP – Financial Inclusion Action Plan
<https://fiap.org.au/about-fiap/>

¹²⁶ Good Shepherd Microfinance ウェブサイト“Program Report March 2018 Part One”

<https://goodshep.org.au/wp-content/uploads/2021/05/FIAP-Program-Report-Part-One-March-2018-WEB-180423-1.pdf>

図表 33：金融包摂に向けたロードマップ

	フェーズ	目標
フェーズ 1	基礎作り (establish and enlarge) (2015～2018 年)	・参加企業：30 社 ・雇用人数：25 万人 ・包摂人数：150 万人
	移行期 (Transition) (2018～2019 年)	・参加企業：45 社
フェーズ 2	必要不可欠要素の確立 (Critical Mass) (2019～2022 年)	・参加企業：200 社 ・雇用人数：50 万人 ・包摂人数：200 万人
フェーズ 3	地方への拡大 (community-led) (2022～2027 年)	・参加企業：750 社 ・雇用人数：150 万人 ・包摂人数：250 万人
フェーズ 4	金融包摂の常態化 (Fully Embedded in Society)	・全ての人々が金融包摂の状態 <効果> 名目 GDP の年間 29 億円増 家計資産の年間 1118 億円増 政府支出の年間 5.8 億円削減

(注) フェーズの期間と目標値を 2021 年に見直している。

(出所) Good Shepherd Microfinance “From Foundations to Actions: Program Report March 2018 Part One”より作成

② 国家金融ケイパビリティ戦略 (National Financial Capability Strategy)

オーストラリア政府は 2022 年 2 月、国家金融ケイパビリティ戦略を発表した¹²⁷。若年層、女性、退職後/退職直前の高齢者、先住民等々様々な階層の国民の金融的能力を引き上げるための目標を定め、人生の大事な局面で正しい金融判断を下せる能力を身につけさせることを目指している。ケイパビリティとは、健全な金融判断を行うのに必要な知識だけでなく、ポジティブな金融行動、資金管理決定につながる金融知識、スキル、態度、自信などの組み合わせをも指す言葉として用いられている。

お金を扱うことをストレスと感じる割合は若年層ほど高く、かつ金融リテラシーは若年層ほど低い。ティーンエイジャーとその親を対象として、オンラインの金融ケイパビリティのリソースである Money Managed というプログラムの支援のもと、おカネのマネジメントについて親子で話し合うことを奨励する。

金融リテラシーがあるとみなされた女性は 48%未満で、男性の 63%に比べて低い水準にある。また、資金管理にストレスを感じる女性は 40%以上であり、男性の 24%と比べて高い水準となっている。女性は労働力参加率が低く、パートタイム雇用が高い比率を占めており、男女間の賃金格差と退職後の所得格差が累積的な経済的不利益をもたらす。女性が効果的に家計管理できるように支援する必要性が浮き彫りになっており、女性の金融サービスや金融商品へのアクセス向上、特に若い女性への包括的な金融教育を目指している。

高齢層は金融能力に関して若年層よりも高いスコアを獲得しているが、これは退職後の FWB を維持するために正しい判断をしていることを意味するものではない。複雑さゆえに退職後の計画を適切に立てておらず、退職時に資産を最大限に活用できていないことが指摘されている。金融能力の低さは、退職金残高の低さ、リスク選好

¹²⁷ Australian government “National Financial Capability Strategy”, Feb. 2022

の低さ、貯蓄期間の短さ、退職プランの設定の低さ、年金に関する情報の少なさ、運用手数料の高さ、年金資産の分散不足と関連している。「高齢者虐待への対応に関する国家計画」においては、経済的虐待は高齢者に対する虐待形態の1つであるとされており、この計画では、政府が高齢者虐待問題に対処するための研究、政策策定、法改正に取り組むことを約束している。

(3) 学校・職域での金融教育と金融包摂

年金制度は公的年金である社会保障年金（老齢年金）を1階部分、私的年金の退職年金保障（スーパーアニュエーション）を2階部分とする2階建て構造となっている。公的年金は税方式、私的年金は賃金の一定割合を強制的に積み立てる方式で、加入者は任意で上乗せ拠出をすることができる。事業主は、従業員が18歳以上の場合収入や労働時間に関係なく、18歳未満では週30時間以上労働した場合に、賃金の11.5%を拠出する義務がある。

2021年10月5日より、退職所得商品の提供者は設計・販売義務を履行することが義務付けられ、2022年7月1日より、受託者に対して退職所得の最大化、リスク管理、貯蓄への柔軟なアクセスという3つの主要目標のバランスを取れるよう支援するための戦略を策定することが義務付けられた。これにより、退職所得商品がより適切・的確に提供されるようになり、金融アドバイスの質、費用対効果、アクセス性についても見直しが進められている。

ASICは、金融サービス消費者向けの総合的な金融教育ポータルサイトである「Moneysmart」を運営している。6つのカテゴリー（①資金管理②負債軽減③将来計画④資産形成⑤ツールと支援⑥先生用 Moneysmart）のもと、ファイナンシャル・ウェルビーイングの実現を目的とし、全国レベルでの金融ケイパビリティ調査を実施することで優先すべき成果の進捗度をモニタリング・分析している。

2024年11月の調査¹²⁸によると、最も一般的な新年の抱負として半数以上（52%）が2025年の財務目標を設定するが、達成できるとの予想は12%に過ぎないことが示された。目標設定について年代別にみると、Z世代（77%）が最も高く、ミレニアル世代（60%）、X世代（51%）、団塊の世代（35%）の順となり、若年層の意識が高いことがわかった。目標達成に関しては、85%に課題があると回答し、その内訳は財務上の制約（56%）、モチベーションの欠如（30%）、知識の不足（24%）、時間の不足（24%）である¹²⁹。これに対して、財務目標を達成できるよう Moneysmart は以下のヒントを提示して支援している。

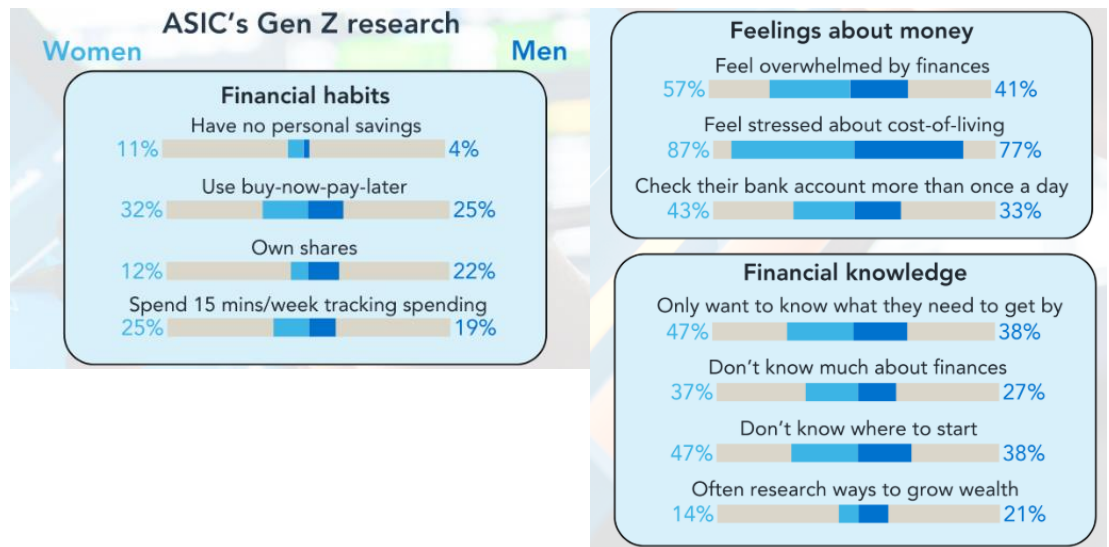
- ① 明確な計画を立てる
- ② 目標を達成するための具体的な時間枠を設定する
- ③ 家族や友人に目標を約束する
- ④ 進捗状況を定期的に確認する習慣をつける
- ⑤ 小さな目標達成を祝う

¹²⁸ ASIC Moneysmart research 時期：2024年11月25日～27日、対象者：18歳以上の1,007人、調査方法：オンライン

¹²⁹ ASIC <https://www.asic.gov.au/about-asic/news-centre/find-a-media-release/2025-releases/25-002mr-asic-moneysmart-encourages-australians-to-stick-to-their-financial-goals-in-2025/>

また、若年層のジェンダー格差に関する 2023 年 10 月の調査¹³⁰によると、Z 世代の女性は男性よりも経済やお金にストレスを感じ、圧倒されている可能性が高いことが明らかとなった。具体的には、生活費にストレスを感じる、経済的に圧倒されていると感じる、金融知識があまりない、貯蓄がない、BNPL（後払いサービス）を利用する傾向などが指摘され（図表 34）、金融に関する若者のジェンダー格差は国際的なデータ（OECD）と一致していると報告された¹³¹。

図表 34 : ASIC の Z 世代調査



（出所） ASIC <https://www.asic.gov.au/about-asic/news-centre/find-a-media-release/2024-releases/24-023mr-new-moneysmart-data-reveals-young-women-more-stressed-than-young-men-about-finances-cost-of-living/>

（4）政策評価と方向性

政策優先課題としての金融ケイパビリティについての認識は OECD を含めて国際的に高まっている。2020 年 10 月、OECD 理事会は金融リテラシーに関する新しい勧告を採択した。この勧告は、加盟国が金融リテラシー政策を策定、実施、評価に当たって枠組みを提供するものであり、3 つの重要な領域（国家戦略、さまざまな金融セクター、プログラムの効果的な実施）をカバーする。

OECD の勧告はオーストラリア政府が 22 年 2 月に発表した戦略策定にも織り込まれている。そのアプローチの指針として、①対象とするターゲット層を明確に定める、②ツールの採用においてイノベーションを取り込む、③事後評価のためのベンチマークを明確に設定する、の 3 点が挙げられている。この指針に沿って、戦略は優先目標を設定し、モニターと評価の枠組みを用意している。

戦略では、ケイパビリティ戦略の実施を効果あらしめるために重要と考えている点は一言でいえば「検証のプロセス」である。政府は戦略のなかに以下の観点からの検証プロセスを織り込んでいる。

¹³⁰ ASIC Moneysmart research 時期：2023 年 10 月 5 日～18 日、対象者：18 歳～26 歳（Z 世代）の 1,016 人及び 27 歳以上の 1,121 人、調査方法：オンライン

¹³¹ ASIC <https://www.asic.gov.au/about-asic/news-centre/find-a-media-release/2024-releases/24-023mr-new-moneysmart-data-reveals-young-women-more-stressed-than-young-men-about-finances-cost-of-living/>

- ① ひとつは国家レベルのサーベイである。国民の金融ケイパビリティの向上・変化に関するデータ収集のため、サーベイを実施すること
- ② どのように介入することがケイパビリティ向上に有効かを判断するためのエビデンスの蓄積を目的としたモニターと評価の枠組みが不可欠であること

(5) 高齢化と金融包摂

オーストラリアの **2024 年 6 月末**時点の高齢者人口（65 歳以上）は **470 万人**で、総人口（**2,720 万人**）に対する割合は **17.3%**である¹³²。2011 年の 13.6%と比べて **3.7** ポイント上昇している。

高齢者を対象とした金融詐欺（elder financial abuse）が深刻な社会問題になっており、国民の約 9 割が政府に防止策の強化を求めるという調査結果もある。

【高齢者に関するいくつかの調査レポート】

大学、研究所等が高齢者の金融事情に関するレポートを発表しているが、共通して金融リテラシー、デジタルリテラシーの重要性を指摘している。

a) 人口高齢化研究センター（CEPAR）のレポート¹³³

高齢者ほど誤った金融判断に陥りがちであるとして、高齢者の金融リスクを高める要因、ありうる回避策を調査・分析したレポート。低い金融リテラシー、認知機能の低下等が相乗して人々を誤った金融判断に導くこと、人生で最も重要な金融決定のいくつかは認知機能低下のリスクがより大きくなるリタイア前後の時期に行われること、金融リテラシーが低いと長期の計画を立てることが難しくなり、衝動的な購買行動が増え貯蓄は減り、一方で新しい投資に挑戦する機会は減ること、等々を踏まえ、意思決定において、バイアスのない金融アドバイスを受けることと金融教育に早く触れることが退職時の金融リスクを軽減する上での大きな解決策になることを指摘している。

b) Good Things Foundation（英国を拠点とする登録慈善団体であり、デジタルテクノロジーのメリットをより利用しやすくすることを目的とする

高齢者は、増大するデジタルデバインドと苦闘しており、オーストラリア国民の 4 人に一人がデジタル排除と分類されている（デジタルスキルの欠如であれ、スマホ等のデジタル機器へのアクセスの欠如であれ）高齢者（65 歳以上）の 80%が技術の変化への適応ないしデジタルリテラシーの習得に苦労している。

オンライン・リテラシーがデジタルデバインドギャップを埋める鍵であるとして、“Never too late to learn”をモットーに 2022 年 10 月の 1 週間、地元の組織による 600 の無料のイベント Get Online Week が催された。

c) 南オーストラリア大学

高齢者 1,500 人を対象に金融行動、金融に関する意思決定等を調査したレポートを発表。「55 歳以上の高齢者の 3 割は、とくに現下のコロナ禍で自らの金融事情の将来に不安を抱いている」として退職に先立っての金融教育の必要性を強調する。

d) Bond 大学の調査（2019 年）

¹³² 統計局 ABS <https://www.abs.gov.au/statistics/people/population/national-state-and-territory-population/latest-release>

¹³³ Aged Care Guide “Older Australians at risk of making serious financial mistakes”, 11 October 2022

オーストラリアの 3,400 人以上の高齢者（55～85 歳）を対象とした調査で、高齢者の金融リテラシーは「危険なレベル」に達していると警鐘を鳴らす（大学が提示した 3 つの初歩的な金融の質問すべてに正答できたのは 7%に過ぎず、回答者の 1/3 はすべての質問に誤答した）。

【政府の施策】

高齢者がデジタル技術を使うにあたっての自信、スキル、オンラインの安全を高めることを目指すオーストラリア政府のイニシアチブとして、オーストラリア全国をカバーする‘Be Connected’というプログラムがある¹³⁴。

前身の **Broadband for Seniors** プログラム（2014 年～）の実績を踏まえ、その後継として 2017 年 10 月に開始された。50 歳以上の国民は誰でも無料で利用できる。全員がインターネットと日常的な技術を使いこなせるよう、デジタル環境の使用にまつわるスキル、セキュリティ、SNS、送受信等々を学習する。地域密着型

（community-oriented）のアプローチを採用し、デジタル技術に経験の少ない 50 歳以上の高齢者を支援する。双方向のトレーニングツールを使った [website](#)、および **Be Connected Network** を通じた個々人のニーズに合わせてデザインされた対面でのメンター支援への無料アクセスを通じて、高齢者を支援するリソースを提供するもの。

Be Connected Network は **Good Things Foundation** が運営している。後者の対面支援には、地方の図書館、コミュニティセンター、文化センター等々 3,500 の組織のネットワークを構築した。学習者と近くに住むデジタルメンターを電話でつなぐヘルプラインの運営も行う。

¹³⁴ Australian Government “Be Connected – improving digital literacy for older Australians”, 23 June 2022

<出所資料一覧>

【中央銀行・監督官庁等・協会等ウェブサイト】

- ・ オーストラリア政府ウェブサイト <https://www.australia.gov.au/>
- ・ オーストラリア準備銀行(RBA)ウェブサイト <https://www.rba.gov.au/>
- ・ オーストラリア健全性規制庁(APRA)ウェブサイト <https://www.apra.gov.au/>
- ・ オーストラリア証券投資委員会(ASIC)ウェブサイト <https://asic.gov.au/>
- ・ オーストラリア統計局ウェブサイト <https://www.abs.gov.au/>
- ・ オーストラリア国税庁ウェブサイト <https://www.ato.gov.au/>
- ・ 会員協働金融機関組合ウェブサイト <https://www.customerownedbanking.asn.au/>

【論文・雑誌・業界紙等】

- ・ 野村亜希子(2013)、「オーストラリアのスーパーアニュエーション ―1.6兆豪ドルの私的年金の示唆―」、『野村資本市場クォーターリー』、2013年秋号、所収。
- ・ 松島吉洋(1993)、「オーストラリアの金融自由化政策の経験」、伊東和久・山田俊一編『経済発展と金融自由化』、アジア経済研究所、1993年、所収。

【郵便公社ウェブサイト】

- ・ オーストラリア郵便公社ウェブサイト <https://auspost.com.au/>

【民間金融機関等ウェブサイト】

- ・ ルーラル銀行ウェブサイト <https://www.ruralbank.com.au/>